

平成26年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業

「市町村社協における生活困窮者支援及び他職種との連携についての調査研究」

報告書

平成27年（2015年）3月

社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会

目次

I 事業の概要

1 事業実施の背景と主旨	1
2 事業取り組み概要	2

II モデル提示

1 事業実施準備モデル	3
2 他機関他職種連携モデル	11
3 地域住民連携モデル	17
4 人材養成モデル	18

III 資料編

1 アンケート調査結果	21
2 調査票	60
3 プレインタビュー及びインタビュー結果	74
4 実施研修プログラム	84
5 調査報告会	86

I 事業の概要

1 事業実施の背景と主旨

長引く不況により、多くの失業者が存在し、低所得の問題だけでなく、貧困の固定化、貧困の再生産、機会の剥奪など生活困窮者が抱える問題は多岐に渡る。

厚生労働省によると、わが国の生活保護受給者数は2,161,606人、1,591,804世帯、護率は17%となっており、年々増加傾向にある。このような中、生活困窮者支援を強化するため、2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行されようとしている。

生活困窮者の自立支援を目的とする生活福祉資金貸付事業が社会福祉法に位置付けられており、都道府県社会福祉協議会（以下、社協）が実施主体となって全国で実施している。

今後はこの事業を担い、生活困窮者の相談に対応してきた社会福祉協議会にも期待がかけられ、生活福祉資金貸付事業と連携した支援を求められるであろう。また、地域福祉や介護保険事業など他の部門と連携することで、更なる生活困窮者支援の充実につながるものと考えられる。

そこで、本報告書では社会福祉協議会、特に市町村社会福祉協議会に焦点をあて、今後生活困窮者支援に取り組む社会福祉協議会が効率よく準備を進められるよう、事業実施準備・人材養成・他機関他職種連携・地域住民連携の方法について提示するものである。

この内容は厚生労働省・社会福祉推進事業「市町村社協における生活困窮者支援及び他職種との連携に関する調査研究」の採択を受け、全国の市町村社協への質問紙調査、インタビュー調査の結果を参考に作成した。

本報告書が今後の市町村社協の生活困窮者支援実施準備を効率的に進めることに活用されるとともに、市町村社協の生活困窮者支援事業実施が地域住民の安心に寄与し、社会福祉協議会が目指す地域福祉の推進につながっていくことを願ってやまない。

2 事業取り組み概要

(1) 生活困窮者支援先進地へのプレインタビュー

アンケート調査の前段として、アンケートの調査項目設計のため、北九州ホームレス支援機構（現：抱樸）及びうきは市社会福祉協議会へインタビュー調査を実施した。

(2) 全国の市町村社協へのアンケート調査

全国の市町村社会福祉協議会を対象に生活困窮者支援を実施するにあたっての体制や準備内容、社会福祉協議会職員の研修及び他職種や地域住民との連携の実態について調査した。

(3) 他市の市町村社協等へのインタビュー調査

アンケート調査の結果を踏まえ、さらに詳細に調査するため、市町村社協を訪問し、生活困窮者支援を実施するにあたっての体制や準備内容、社会福祉協議会職員の研修及び他職種や地域住民との連携の実態についてインタビュー調査を実施した。また各研修会へ参加し、他市社協の生活困窮者支援の取り組みについても情報収集を行った。

さらに体制や準備内容、研修、他機関他職種や地域住民との連携のモデル化のため、他市のパーソナルサポートセンター等の困窮者支援実施機関へのインタビューも併せて実施した。

(4) 社協職員向け研修カリキュラム作成及び研修実施

社協職員向けの研修をするにあたっての研修内容を検討するため、法人内の職員を対象に研修のカリキュラムを作成し、研修を実施した。

(5) 市町村社協向け調査報告会を実施

市町村社協向けに調査報告会を実施、生活困窮者支援を実施するにあたっての体制や準備内容、社会福祉協議会職員の研修及び他機関他職種や地域住民との連携の実態について報告した。

II モデル提示

1 事業実施準備モデル

ここでは生活困窮者支援を実施するにあたっての準備内容や体制について提示する。

(1) 対象圏域における生活困窮ニーズの把握

まず、対象とする圏域において生活困窮者のニーズがどのようなものか調査をしておく必要がある。法人内部での合意形成や社協が拠点を置く住民の理解においてもこのニーズ把握は重要である。ここではそのニーズを知るための方法について提示する。

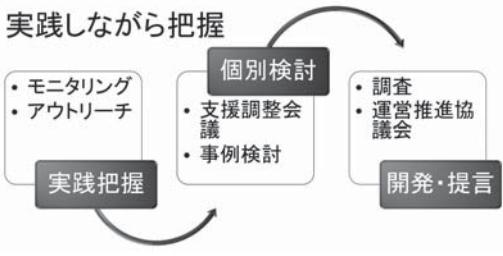
① 対象者数のデータ把握

人口	生活保護受給率	水道料金滞納者数	非正規雇用者数
失業率	生活福祉資金貸付数	児童扶養手当受給者数	ひきこもり数
高齢化率	税金滞納者数	年収 200 万円以下の世帯数	ホームレス数

これらの項目からは生活困窮者支援の対象となる失業者等の低所得者の数とその中における生活困窮者支援の必要数を予測するのに役立つ。

② 顕在ニーズの把握

項目	具体的な内容
社協内の情報共有	社協が実施する事業の利用者等の中で生活困窮者がいないか、あるいはいる場合はその状況について把握する。具体的には地域座談会などでの意見、日常生活自立支援事業や成年後見事業、介護保険事業、保育所や学童保育所等、住民参加型福祉サービスの利用者等に目を向ける。 ※社協内の情報の一元化が必要である。
生活福祉資金貸付事業の分析	社協内にある生活福祉資金貸付の記録を分析する。具体的には生活福祉資金の相談に来た事例の困窮要因や、貸付の後も困窮状態が続き、償還できていない事例の要因、また貸付非該当だった事例の要因や、その際につないだ機関などを分析する。 ※生活福祉資金貸付事業は社協が実施してきた生活困窮者支援のデータの蓄積である。

把握調査	<p>生活困窮者支援のための調査をする。具体的には以下の方法がある。</p> <p>(地域座談会) 具体的には地域の住民から話を聞き、近隣の状況を知る。</p> <p>(支援者調査) 支援者（ハローワーク、地域包括支援センター、保育所、障害者相談支援事業所等）に支援の中でわかる生活困窮について聞き取る。</p> <p>(民生委員・児童委員調査) 民生委員・児童委員等へのアンケート調査やインタビュー調査を実施し、地域の実情を把握する例も見られる。民生委員・児童委員より支援の中でわかる生活困窮について把握する。</p> <p>(当事者調査) 相談に来られた方や以前の相談者に協力を依頼し、生活困窮の実態や要因について聞き取る。</p> <p>※他機関や地域への聞き取りでは生活困窮の問題に关心を持つてもらい、今後も連携できるよう意識して聞き取りをしていく。</p> 
実践しながら把握	<p>生活困窮者自立支援法の施行後、実際のケースを支援する中で相談内容から実態把握や要因分析を行い、さらに内部での事例検討も行う。そして解決が困難な事例については他機関と構成する委員会にて協議し、社会資源開発につなげていく。必要に応じニーズ調査も併用していく。</p> 

これらの情報は実際に関わっている人からの情報となるため、量的なデータよりも深い生活困窮の実態がわかる場合がある。

③管轄地域内の社会資源の把握

項目	具体的内容
活用事例の分析	<p>現在までの生活困窮者支援において活用した社会資源についてどのような事例にどのような社会資源が機能したかを分析する。そして機能した事例・機能しなかった事例から社会資源それぞれの特徴や足りない資源について考えていく。</p>
職員研修	<p>管轄地域内にどのような生活困窮者支援に関する資源があるか職員よりワークショップ形式で出し合う。その中で管轄地域内の社会資源の状況や社会資源の狭間となる課題の把握にもつなげる。</p> <p style="text-align: center;">資源別分類と不足資源(例)</p>

(2) 事業実施における組織内の合意

次に新規事業として生活困窮者支援事業を実施するには法人内部の理解は必要不可欠である。また様々な社協内の他部署とも連携が必要となってくるため、内部の理解を事前に求めておくことが必要である。ここでは内部の理解に必要であると考えられる項目を提示する。

①計画への記載

項目	具体的な内容
地域福祉活動計画	<p>5ヵ年の民間の地域福祉の活動指針となる地域福祉活動計画への反映は重要である。地域福祉計画へ生活困窮者支援について盛り込むこととなっており、その内容との連動も期待される。</p> <p>また事業の内容が相談に止まらない中間就労の場の開発や、居場所づくりへの発展が考えられる。そのため、5ヵ年の計画には方向性を示しておく必要がある。</p>
事業計画	<p>事業計画は法人が取り組む1年間の指針となるため、1年間の生活困窮者支援の内容を明記し、合意を取っておく必要がある。</p> <p>またその内容に基づく予算協議も重要である。</p>

②組織内の理解

項目	具体的内容
理事会・評議員会での説明	<p>事業を実施していく上で理事・評議員の合意は必須であるため、方向性と実施していく内容を示しておく必要がある。</p> <p>そこで理事や評議員の得意とする分野や人脈の中で協力体制が構築できる場合もある。</p>
職員研修での説明	<p>生活困窮者支援を通した地域づくりに貢献できるよう法人全体の職員に法の理念と必要性を周知しておく必要がある。</p> <p>また生活困窮者の把握や支援について内部で連携できるよう、法人内の連携モデルを示しておく。</p>

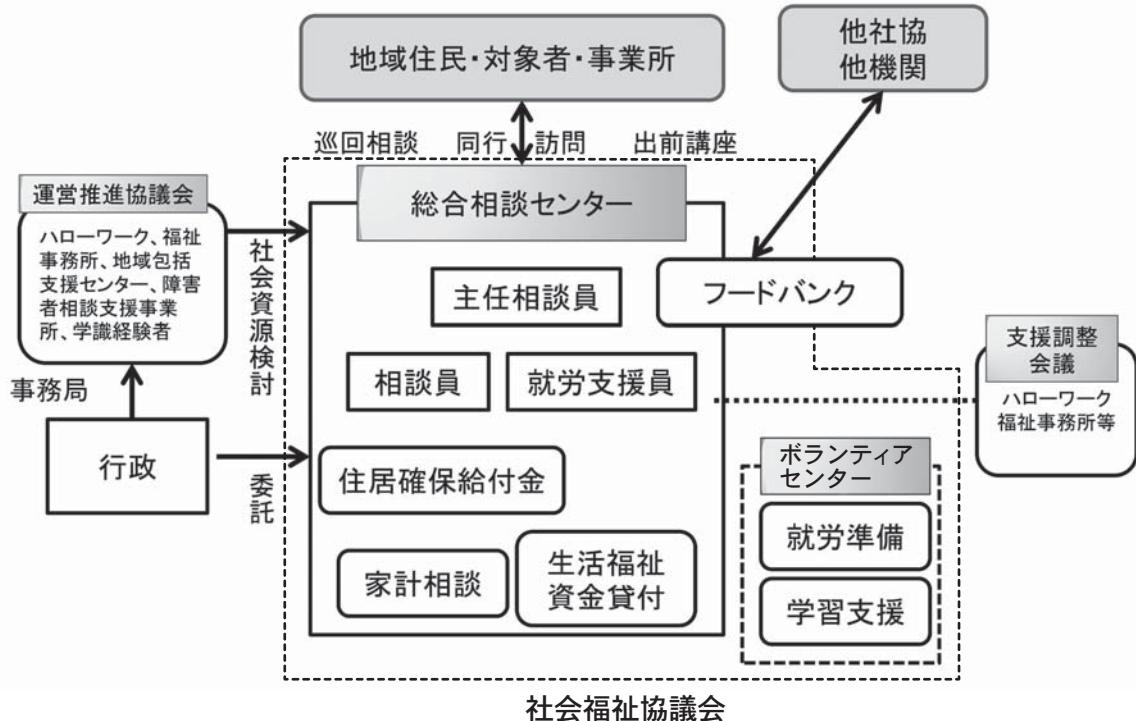
(3) 社協内部の体制整備

①ヒト

項目	具体的内容
資格職及び相談援助経験者の配置	<p>本調査ではまだ生活困窮者自立支援法に基づく事業は実施されていない社協も多いが、社会福祉主事、社会福祉士の順に多く配置されていた。また相談援助経験については10年以上の経験者が最も多く配置されていた。</p> <p>相談事業をはじめ、家計相談にはファイナンシャルプランナーや就労支援にはキャリアカウンセラーなど事業やニーズに応じた人材の配置が必要である。</p>
雇用形態や専従か兼務か	<p>相談についてはアウトソーシングやいつでも相談できる環境が必要であるため、常勤が望ましいと考えられる。また家計相談や学習支援など必要時に出勤することが求められる場合もある。</p> <p>兼務については生活福祉資金貸付等の関連事業との兼務により、一体的な支援が期待される場合もある。</p>
ボランティアの募集	学習支援ボランティア（教員OBや学生等）や就労準備中の社会参加同行ボランティア等、さまざまな形でボランティアの協力が必要である。そのため、早めの協力依頼が必要である。

□生活困窮者支援体制図（例）

活用例：相談体制イメージ



社協内の相談部門に相談センターを設置。自立相談支援事業を実施。(主任相談員・相談員・就労支援員を配置)、住居確保給付金、家計相談、既存事業である生活福祉資金貸付事業も一体的に実施し、生活困窮に関する相談機能をワンストップ化する。

対象者への訪問や支援機関同行や地域住民、福祉サービスの事業所との同行訪問などアウトリーチを実施する。相談ケースについてはケースに関わる他機関他職種と支援調整会議において連携。ボランティアセンターに登録されたボランティアと連携した学習支援や住民参加型福祉サービス等の場における就労体験を行い、内部連携。他社協や他機関と連携し、フードバンクを持っておく。

そのような機能で実施し、出てきた課題を多職種多機関で組織される運営推進協議会にて検討し、必要な社会資源を開発していく。

②モノ

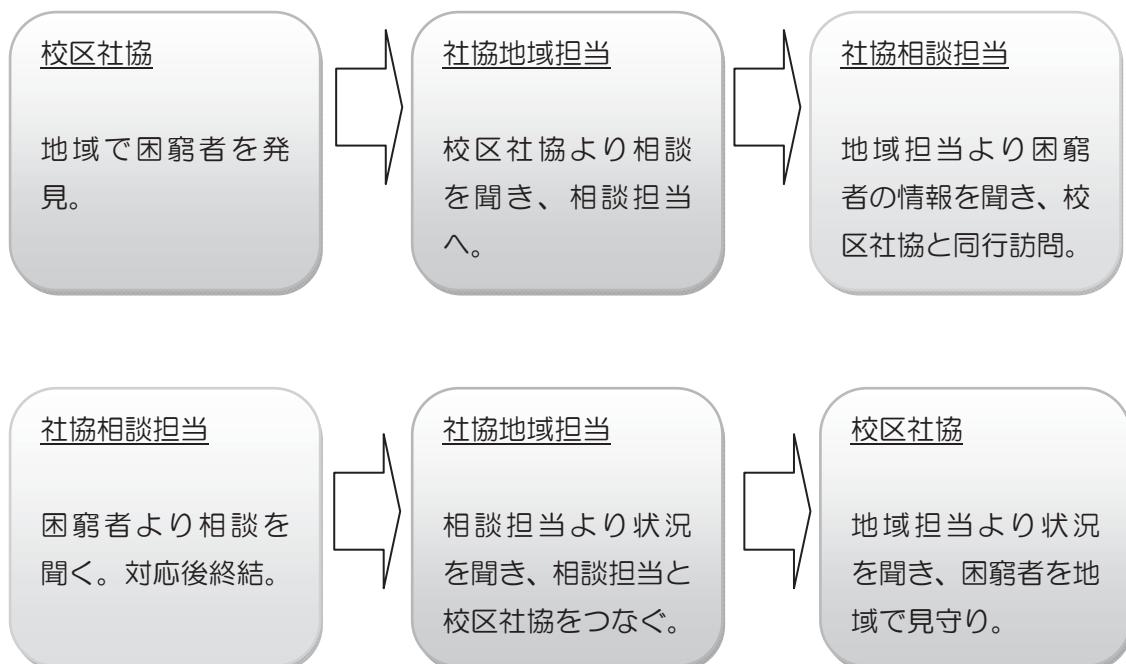
項目	具体的な内容
個人ファイル	個人ファイルには情報を集約しておき、組織内で共有できるようにしておく。また取り出しが効率的にできるようネームシールなどの活用も必要である。
事務机・椅子・棚	机や椅子、パソコンはもちろん専用回線の整備や施錠できる棚の準備も必要である。
相談スペース兼居場所	相談スペースについては静かで相談者が相談しやすい空間をつくる必要がある。居場所については就職活動をする相談者が履歴書を書いたり、相談者同士が話しやすい空間を準備する。
食糧の備蓄	食べていない日が続いているなど急を要する相談も想定される。そのため、すぐに食べられるような食糧を備蓄しておく。
携帯電話	緊急連絡用や相談員の外出時の携帯電話を準備し、事務所不在時は転送にしておく必要がある。
専用ソフト	個人情報管理や業務の記録、計画作成などを効率的に行うことのできるパソコンソフトの整備も必要である。

③カネ

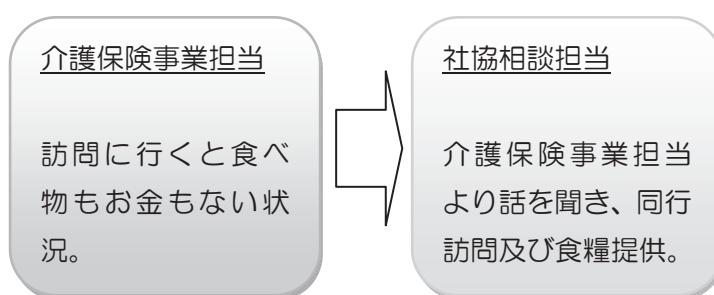
項目	具体的な内容
人件費	相談員等の人件費は生活困窮者支援予算の多くを占めることとなる。資格や経験年数を勘案しながら設定しておく必要がある。
事業費	通常の相談業務に必要な費用の他に学習支援事業の場合は教材費やボランティアの交通費、就労準備については講座の講師謝金、就労体験の際の保険などが想定される。
その他	就労体験等を実施し、就労に対する動機づけとなるよう、対象者へ報酬を払う事例も見られる。

④組織内連携の検討

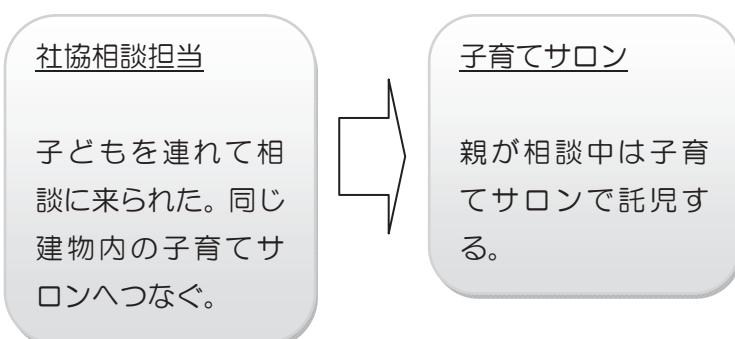
1. 校区社協と地域福祉担当部門、相談支援担当部門との連携



2. 介護保険事業担当部門と相談支援担当部門との連携



3. 子育てサロンと相談支援担当部門との連携



⑤情報

生活困窮者支援の対象者は自分で相談しに行くことや情報を収集することが困難な場合が少なくない。そのため、関係者や市民へ幅広く相談機関や社会資源について広報する必要がある。また、さまざまな機関と連携して支援をしていく必要がある。

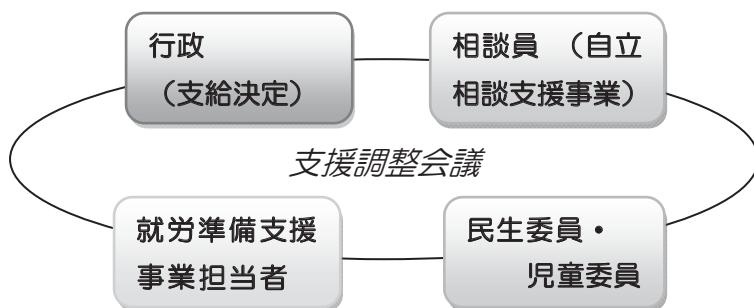
広報先機関名	連携可能性のある内容
ハローワーク	・失業者の把握や就労支援
行政（生活保護担当）	・生活保護相談に来た人の把握や生活保護から自立した人の支援
行政（障害福祉担当）	・障がい者の生活困窮状況把握及び支援
行政（納税担当）	・税滞納者の生活困窮状況把握及び支援等
行政（水道料徴収担当）	・水道料滞納者の生活困窮状況把握及び支援等
行政（児童担当）	・虐待や不登校などからわかる生活困窮状況把握及び支援等 ・母子寡婦福祉資金の貸付相談に来た人の把握及び支援等
行政（女性支援担当）	・DVによる生活困窮状況の把握及び支援等
行政（高齢者担当）	・高齢者の生活困窮状況把握及び支援等
無料・低額診療事業実施医療機関	・医療費負担による生活困窮状況の把握及び支援等
地域包括支援センター	・高齢者の相談からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
障害者相談支援事業所	・障がい者の相談からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
保育所	・子どもの様子や保育料の滞納からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
スクールソーシャルワーカー	・子どもの様子からわかる生活困窮状況の把握及び支援等

2 他機関他職種連携モデル

ここでは他機関他職種との連携モデルについて提示する。

(1) 委員会としての他機関他職種連携

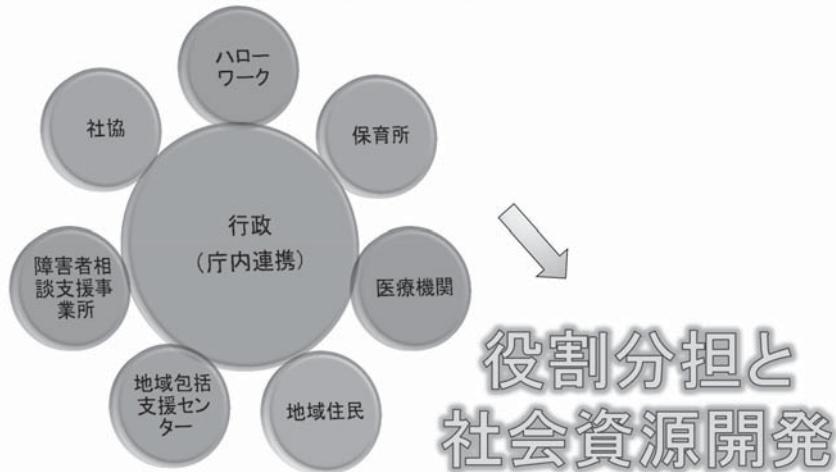
① 支援調整会議



支給決定に関わる支援調整会議には支援する計画を作成した相談員、支給決定をする行政担当者はもちろん、支援の内容に応じて就労準備や家計相談、住居確保給付金の担当者をはじめ地域の住民など関わる可能性がある機関の参加が必要である。

② 運営推進協議会

生活困窮者支援運営推進協議会構想

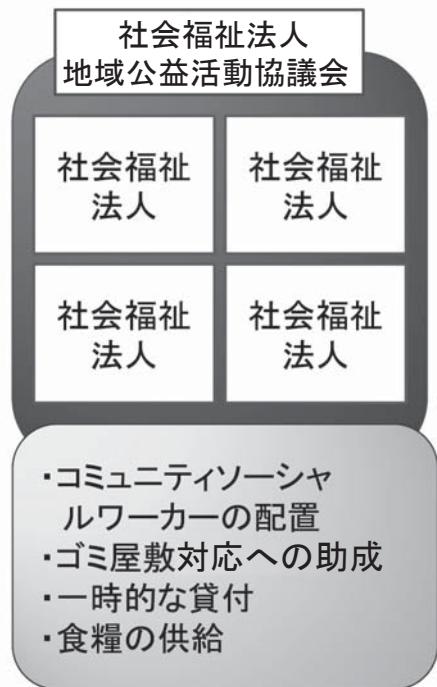


様々な機関で構成される運営推進協議会はハローワーク、福祉事務所、自立相談事業実施機関は当然のことながら、その他生活困窮者から相談を受けるあらゆる機関の参加が望ましい。参加する行政機関は府内連携をした上で行政の代表として参加し、事務局を担うことが必要とされる。

また、内容としては生活困窮者の中で出てきた課題の整理や必要とされる社会資源の開発を提案していくことが望まれる。

③社会福祉法人地域公益活動協議会

市町村版社会貢献事業

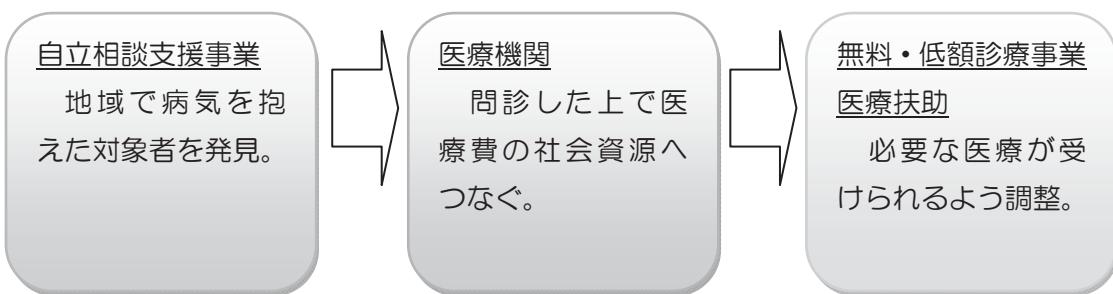


さまざまな分野の社会福祉法人で構成される地域公益活動協議会では、制度の狭間となっている問題の共有と同時に、社会福祉法人の拠出金により支援すべきかどうかの検討を実施する。またその結果、支援の必要性が認められれば拠出金から支弁することとする。

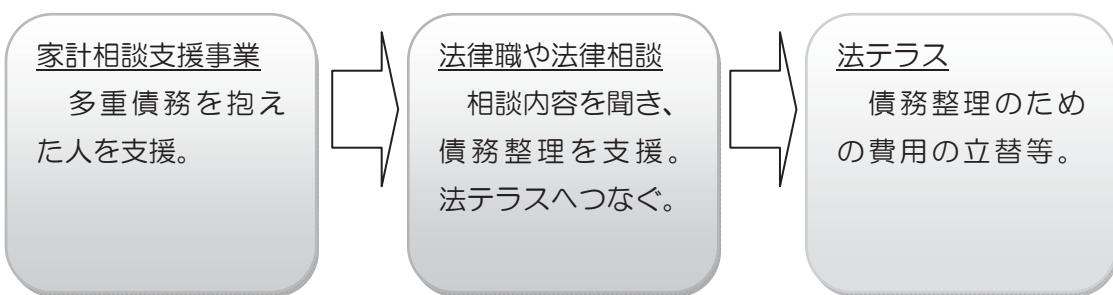
具体的にはゴミ屋敷の片付け支援への助成や、コミュニティソーシャルワーカーの派遣などが考えられる。

(2) 支援における他機関他職種連携

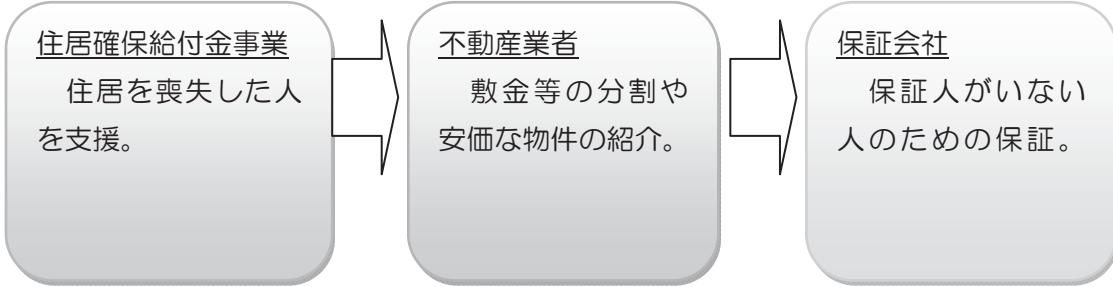
① 医療との連携



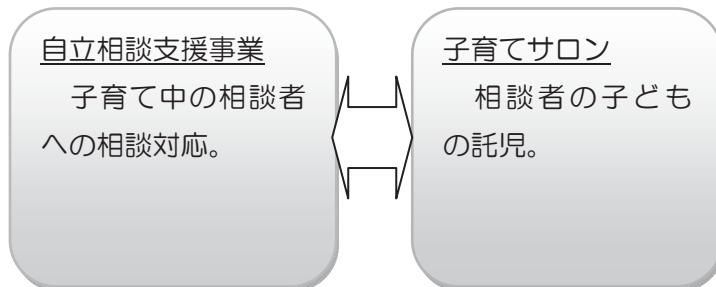
② 法律職との連携



③ 不動産業者との連携

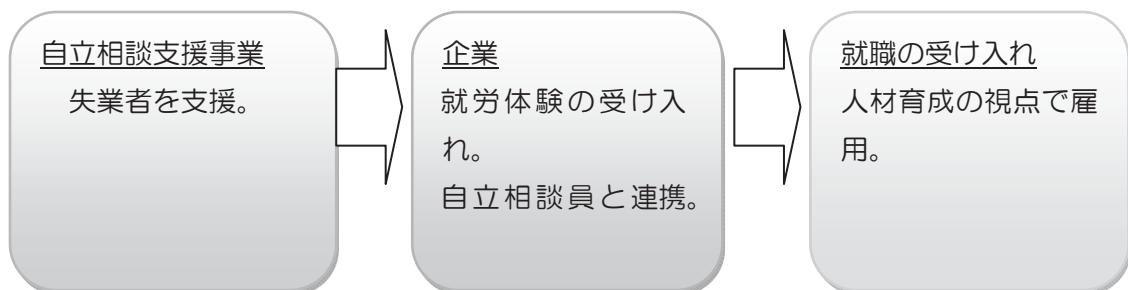


④ 子育て中の相談者への連携

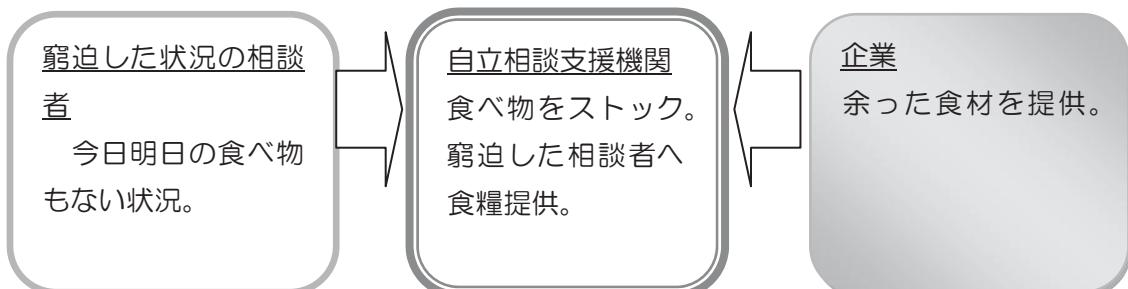


⑤企業との連携

・就労体験



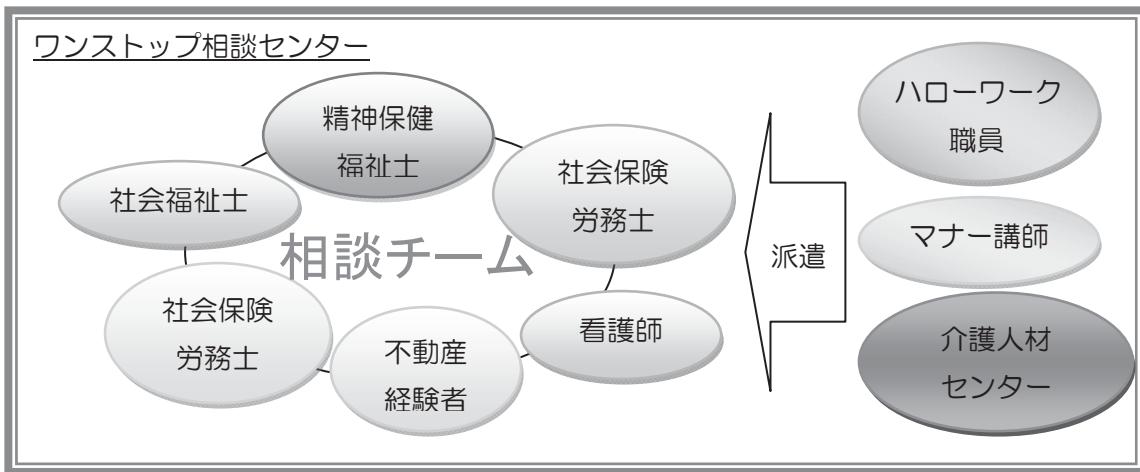
・食糧供給



(3) 人口別連携モデル

①都道府県・指定都市レベル

- ・多職種配置

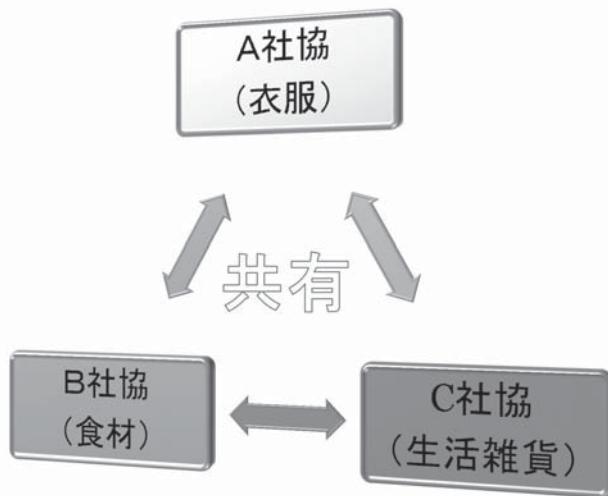


さまざまな職種の配置により、1人の相談者をワンストップで受け止め多角的に支援する仕組みが構築しやすい。

②市レベル

- ・資材の共有

市レベル広域連携



保管場所を共有し、近隣の社協同士で食糧や衣服、家電製品など保管物を決め、備蓄しておき、必要な相談者が来た際にそれぞれの社協が取りにいく仕組み。

③広域の連携

町・村レベル

町レベル(広域連携センター)

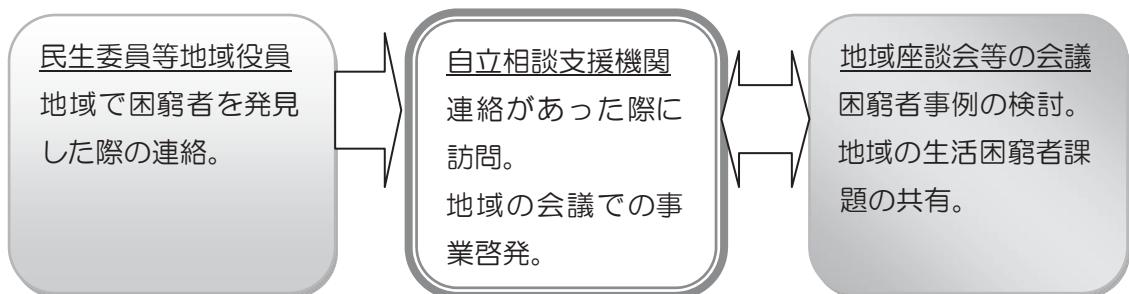


- ・求人情報の共有
- ・事例検討会
- ・困窮者相談会の合同実施
- ・法律職との顧問契約

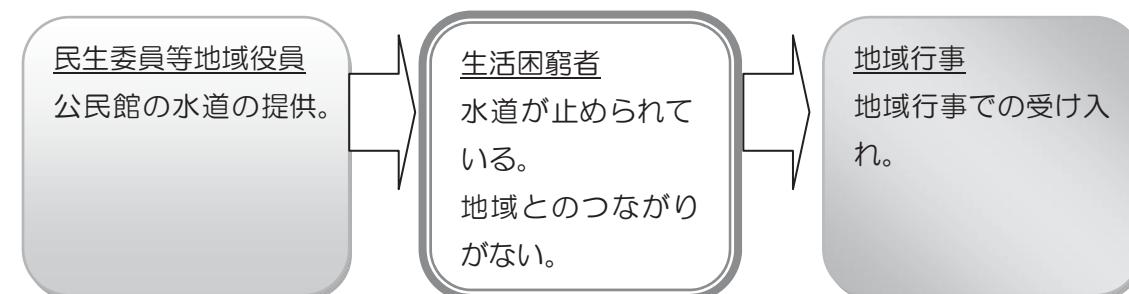
人口規模が比較的少ないため、ひとつの社協では職員も財源も限られている場合、近隣社協で集まっての事例検討や、共同で法律職との顧問契約をするなどの連携が考えられる。

3 地域住民連携モデル

(1) 把握における連携



(2) 支援における連携



4 人材養成モデル

(1) 職員養成

①新任研修のカリキュラム例

科目名	具体的内容
生活困窮者自立支援法の概要	法の目的や事業の組み立て等の概要の理解。
生活困窮者支援の必要性	生活困窮者のデータ等による理解。
生活困窮者支援の把握	把握の方法として相談からの把握、地域と連携した把握、調査の方法等の理解。
生活困窮者が抱える問題や特性	生活困窮に影響している要因や理由についての理解。
生活困窮者支援のプロセス	伴走型の支援プロセスについての理解。
相談援助技術	アウトリーチした際の面接の方法や動機づけ等についての理解。
生活困窮者支援における倫理	権利擁護の視点や個人情報についてなど支援の際に必要な倫理の理解。
雇用保険制度の概要	失業者支援のため、雇用保険制度の給付概要についての理解。
債務整理の方法	多重債務を抱えた人の支援のため、債務整理の方法やそのために必要な社会資源についての理解。
年金制度の概要	高齢者や障がい者の支援の際に活用できる年金制度の概要についての理解。
生活保護制度の概要	生活困窮者のセーフティネットである生活保護制度の概要理解。
障害者支援制度の概要	障がいを抱える生活困窮者の支援のため、コミュニケーションや介護・就労サービスの概要についての理解。
高齢者支援制度の概要	高齢の生活困窮者支援のため、介護保険制度等の概要についての理解。
母子及び父子の支援制度概要	ひとり親家庭の生活困窮者支援のため、ひとり親家庭に関する社会資源等についての理解。
就労支援の方法	就労支援のため、企業とつなぐ視点や実際の方法についての理解。
就労準備支援の方法	就労につなぐ前の準備として必要な支援内容と支援の視点についての理解。
家計相談支援の方法	家計相談の支援内容と必要な視点の理解。
学習支援の方法	学習支援の方法と将来を見越した子どもの支援の視点についての理解。
住居確保給付金の概要	住居確保給付金の支援方法と必要とされる不動産関係の知識についての理解。

②事例検討

支援に困った事例や共有する事で再現可能な事例については、隨時共有しながら月に1回は職員全員で事例を検討する場を持ち、課題の抽出をすることが望まれる。

③社会資源学習

新任研修を終え、支援を始めた後、さまざまな社会資源や相談援助について学ぶ必要がある。一例を示す。

科目名	具体的な内容
ホームレス支援同行	ホームレス支援に同行し、声かけの方法や支援の視点についての理解。
法テラスの社会資源	法テラスが実施している社会資源についての理解。
炊き出し同行	炊き出しをしているNPO法人等に同行し、その実施方法や対象者への関わりの方法についての理解。
他市視察	他市の生活困窮者支援を実施している団体を訪問し、支援方法等について聞き取りを実施。

III 資料編

1 アンケート調査結果

調査時期：平成 26 年 8 月～9 月

調査対象：全国の市町村社会福祉協議会

調査方法：自計式質問紙法、郵送法

送付数：1742 部

回収数：1065 部

回収率：61.0 %

有効数：1060 部

無効票：5 部

クロス集計及び分析を実施した結果

担当職員が「保持している資格」と「現在連携している機関・職種」でクロス集計を行った。

持っている資格(社会福祉士)と現在連携している人(障害者支援機関)のクロス表

		障害者支援機関		合計
		連携あり	連携なし	
社会福祉士	保持 度数	262	208	470
	障害者支援機関の %	60.2%	33.3%	44.3%
合計	なし 度数	173	417	590
	障害者支援機関 %	39.8%	66.7%	55.7%
合計	度数	435	625	1060
	障害者支援機関の %	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社会福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している機関に「障害者支援機関」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と現在連携している人(障害者支援機関)のクロス表

		障害者支援機関		合計
		連携あり	連携なし	
精神保健福祉士	保持 度数	64	30	94
	障害者支援機関の %	68.1%	31.9%	100.0%
合計	なし 度数	371	595	966
	障害者支援機関 の %	38.4%	61.6%	100.0%
合計	度数	435	625	1060
	障害者支援機関の %	41.0%	59.0%	100.0%

- ・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している機関に「障害者支援機関」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と現在連携している人(地域包括支援センター) のクロス表

	保持	度数	地域包括支援センター		合計
			連携あり	連携なし	
精神保健福祉士	保持	度数	74	20	94
		地域包括支援センターの %	78.7%	21.3%	100.0%
	なし	度数	585	381	966
		地域包括支援センター の %	60.6%	39.4%	100.0%
合計		度数	659	401	1060
		地域包括支援センター の %	62.2%	37.8%	100.0%

- ・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している機関に「地域包括支援センター」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と現在連携している人(行政の児童支援の担当課) のクロス表

	保持	度数	行政の児童支援の担当課		合計
			連携あり	連携なし	
精神保健福祉士	保持	度数	57	37	94
		行政の児童支援の担当課 の %	60.6%	39.4%	100.0%
	なし	度数	373	593	966
		行政の児童支援の担当課 の %	38.6%	61.4%	100.0%
合計		度数	430	630	1060
		行政の児童支援の担当課 の %	40.6%	59.4%	100.0%

- ・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している機関に「行政の児童支援担当課」と回答している。

持っている資格(ファイナンシャルプランナー)と現在連携している人(行政の児童支援の担当課) のクロス表

	行政の児童支援の担当課			合計
		連携あり	連携なし	
ファイナンシャルプラン ナー	保持 度数 行政の児童支援の担当課 の %	28 68.3%	13 31.7%	41 100.0%
	なし 度数 行政の児童支援の担当課 の %	402 39.5%	617 60.5%	1019 100.0%
合計	度数 行政の児童支援の担当課 の %	430 40.6%	630 59.4%	1060 100.0%

・ファイナンシャルプランナーを選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している機関に「行政の児童支援担当課」と回答している。

持っている資格(ファイナンシャルプランナー)と現在連携している人(ハローワーク) のクロス表

	ハローワーク			合計
		連携あり	連携なし	
ファイナンシャルプラン ナー	保持 度数 ハローワーク の %	28 68.3%	13 31.7%	41 100.0%
	なし 度数 ハローワークの %	474 46.5%	545 53.5%	1019 100.0%
合計	度数 ハローワークの %	502 47.4%	558 52.6%	1060 100.0%

・ファイナンシャルプランナーを選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している機関に「ハローワーク」と回答している。

持っている資格(ファイナンシャルプランナー)と現在連携している人(法律職) のクロス表

	保持	度数	法律職		合計
			連携あり	連携なし	
ファイナンシャルプラン ナー	保持	度数	18	23	41
		法律職の %	43.9%	56.1%	100.0%
	なし	度数	253	766	1019
		法律職の %	24.8%	75.2%	100.0%
合計		度数	271	789	1060
		法律職の %	25.6%	74.4%	100.0%

・ファイナンシャルプランナーを選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している機関に「法律職」と回答している。

持っている資格(ファイナンシャルプランナー)と現在連携している人(同じ社協の他の部門) のクロス表

	保持	度数	同じ社協内の他の部門		合計
			連携あり	連携なし	
ファイナンシャルプラン ナー	保持	度数	33	8	41
		同じ社協内の他の部門の %	80.5%	19.5%	100.0%
	なし	度数	552	467	1019
		同じ社協内の他の部門の %	54.2%	45.8%	100.0%
合計		度数	585	475	1060
		同じ社協内の他の部門の %	55.2%	44.8%	100.0%

・ファイナンシャルプランナーを選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している機関に「同じ社協の他の部門」と回答している。

持っている資格(ファイナンシャルプランナー)と現在連携している人(他の市町村社協) のクロス表

	保持	度数	他の市町村社協		合計
			連携あり	連携なし	
ファイナンシャルプラン ナー	保持	度数	21	20	41
		他の市町村社協の %	51.2%	48.8%	100.0%
	なし	度数	338	681	1019
		他の市町村社協の %	33.2%	66.8%	100.0%
合計		度数	359	701	1060
		他の市町村社協の %	33.9%	66.1%	100.0%

・ファイナンシャルプランナーを選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している機関に「他の市町村社協」と回答している。

担当職員が「保持している資格」と「連携している内容」でクロス集計を行い、統計的有意差が認められたもののみ記載する。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者の疾病的問題)のクロス表

		保持	相談者の疾病的問題		合計
			あり	なし	
精神保健福祉士	保持	度数	49	45	94
		精神保健福祉士の %	52.1%	47.9%	100.0%
	なし	度数	274	692	966
		精神保健福祉士の %	28.4%	71.6%	100.0%
合計		度数	323	737	1060
		精神保健福祉士の %	30.5%	69.5%	100.0%

・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の疾病的問題」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者の就労の問題)のクロス表

		保持	相談者の就労の問題		合計
			あり	なし	
精神保健福祉士	保持	度数	63	31	94
		精神保健福祉士の %	67.0%	33.0%	100.0%
	なし	度数	465	501	966
		精神保健福祉士の %	48.1%	51.9%	100.0%
合計		度数	528	532	1060
		精神保健福祉士の %	49.8%	50.2%	100.0%

・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の就労の問題」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者の介護の問題)のクロス表

	保持	度数	相談者の介護の問題		合計
			あり	なし	
精神保健福祉士	保持	度数	56	38	94
		精神保健福祉士の %	59.6%	40.4%	100.0%
	なし	度数	366	600	966
		精神保健福祉士の %	37.9%	62.1%	100.0%
合計		度数	422	638	1060
		精神保健福祉士の %	39.8%	60.2%	100.0%

- ・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の介護の問題」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者の金銭管理の問題)のクロス表

	保持	度数	相談者の金銭管理の問題		合計
			あり	なし	
精神保健福祉士	保持	度数	63	31	94
		精神保健福祉士の %	67.0%	33.0%	100.0%
	なし	度数	491	475	966
		精神保健福祉士の %	50.8%	49.2%	100.0%
合計		度数	554	506	1060
		精神保健福祉士の %	52.3%	47.7%	100.0%

- ・精神保健福祉士を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の金銭管理の問題」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者と地域住民の関わりの問題)のクロス表

		相談者と地域住民の関わり の問題		合計
		あり	なし	
精神保健福祉士	保持 度数	42	52	94
	精神保健福祉士の %	44.7%	55.3%	100.0%
	なし 度数	267	699	966
	精神保健福祉士の %	27.6%	72.4%	100.0%
合計	度数	309	751	1060
	精神保健福祉士の %	29.2%	70.8%	100.0%

- 精神保健福祉士を選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者と地域住民の関わりの問題」と回答している。

持っている資格(介護支援専門員)と連携している内容(相談者の地域住民の関わりの問題)のクロス表

		相談者と地域住民の関わり の問題		合計
		あり	なし	
介護支援専門員	保持 度数	95	139	234
	介護支援専門員の %	40.6%	59.4%	100.0%
	なし 度数	214	612	826
	介護支援専門員の %	25.9%	74.1%	100.0%
合計	度数	309	751	1060
	介護支援専門員の %	29.2%	70.8%	100.0%

- 介護支援専門員を選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者と地域住民の関わりの問題」と回答している。

持っている資格(看護師・保健師)と連携している内容(相談者の疾病の問題)のクロス表

			相談者の疾病の問題		合計
			あり	なし	
看護師・保健師	保持	度数	11	9	20
		看護師・保健師の %	55.0%	45.0%	100.0%
	なし	度数	312	728	1040
		看護師・保健師の %	30.0%	70.0%	100.0%
合計		度数	323	737	1060
		看護師・保健師の %	30.5%	69.5%	100.0%

- ・看護師・保健師を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の疾病の問題」と回答している。

持っている資格(精神保健福祉士)と連携している内容(相談者の就労の問題)のクロス表

			相談者の就労の問題		合計
			あり	なし	
看護師・保健師	保持	度数	16	4	20
		看護師・保健師の %	80.0%	20.0%	100.0%
	なし	度数	512	528	1040
		看護師・保健師の %	49.2%	50.8%	100.0%
合計		度数	528	532	1060
		看護師・保健師の %	49.8%	50.2%	100.0%

- ・看護師・保健師を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の就労の問題」と回答している。

持っている資格(看護師・保健師)と連携している内容(相談者の地域住民との関わりの問題)のクロス表

			相談者の地域住民との関わりの問題		合計
			あり	なし	
看護師・保健師	保持	度数	10	10	20
		看護師・保健師の %	50. 0%	50. 0%	100. 0%
	なし	度数	299	741	1040
		看護師・保健師の %	28. 8%	71. 3%	100. 0%
合計		度数	309	751	1060
		看護師・保健師の %	29. 2%	70. 8%	100. 0%

- ・看護師・保健師を選択した人の方がそうでない人に比べて、連携している内容に「相談者の地域住民との関わりの問題」と回答している。

「協議する委員会の有無」と「現在連携している機関・職種の数」でクロス集計を行った。

協議する委員会の有無と連携している人や機関の数のクロス表

協議する委員会の有無

	度数	%
ある	305	29.1
ない	742	70.9
合計	1,047	100.0

		連携している人や機関の数				
		合計	無0回件	1件	5件	10件以上
全体		1,047	41	255	467	284
		100.0	3.9	24.4	44.6	27.1
協議する委員会	ある	305	5	42	149	109
		100.0	1.6	13.8	48.9	35.7
	ない	742	36	213	318	175
		100.0	4.9	28.7	42.9	23.6

Pearson のカイ2乗検定
連携している人や機関の数

協議する委員会の有無	
カイ2乗	39.005
自由度	3
有意確率	.000*

- ・協議する委員会が「ある」を選択したの方がそうでない人に比べて、連携している人や機関の数が多い傾向にある。

「人口規模」と他の項目でクロス集計を行い、統計的有意差が認められたもののみ記載する。(p<0.05とした。)

人口規模と助言や支援をしている経済的なもの以外の問題のクロス表

	合計	1 ・多相 重債務 者が 抱 える	2 ・相 談 者 の 就 職 活 動	3 ・相 談 者 の 抱 え る 疾 病	4 ・相 談 者 の 家 族 関 係	5 ・相 談 者 の 家 族 の 介 護 も し く さ く は ビ ス 等	6 ・相 談 者 家 族 の 教 育 問 題	7 ・相 談 者 の 地 域 の 問 題	8 ・相 談 者 の 金 銭 管 理	9 ・相 談 者 の 障 害 の 問 題	10 ・雇 用 社 会 保 險 資 源 活 用 社 會 手 當 題	11 ・そ の 他
全体	907	598	564	459	481	452	207	335	635	386	361	56
	100.0	65.9	62.2	50.6	53.0	49.8	22.8	36.9	70.0	42.6	39.8	6.2
5万人未満	571	323	324	264	290	280	97	204	395	203	168	27
	100.0	56.6	56.7	46.2	50.8	49.0	17.0	35.7	69.2	35.6	29.4	4.7
5万人～10万人未満	154	120	103	83	86	76	37	56	104	79	78	8
	100.0	77.9	66.9	53.9	55.8	49.4	24.0	36.4	67.5	51.3	50.6	5.2
10万人～30万人未満	126	107	93	75	73	63	56	48	94	69	74	12
	100.0	84.9	73.8	59.5	57.9	50.0	39.7	38.1	74.6	54.8	58.7	9.5
30万人以上	56	48	44	37	32	33	23	27	42	35	41	9
	100.0	85.7	78.6	66.1	57.1	58.9	41.1	48.2	75.0	62.5	73.2	16.1

大規模中規模小規模の人口別比較	
カイ2乗	277.69
自由度	33
有意確率	.000*

- ・人口規模が大きい方が「多重債務」「相談者家族の教育問題」「相談者の障害の問題」「社会資源の活用の問題」が多い傾向にある。

人口規模と委員会の有無のクロス表

	合計	1 ある	2 ない
人口	全体	1,013	301 712
		100.0	29.7 70.3
	5万人未満	646	167 479
		100.0	25.9 74.1
	5万人～10万人未満	171	54 117
		100.0	31.6 68.4
	10万人～30万人未満	135	51 84
		100.0	37.8 62.2
	30万人以上	61	29 32
		100.0	47.5 52.5

大規模中規模小規模の人口別比較	
カイ2乗	18.385
自由度	3
有意確率	.000*

- ・人口規模が大きい方が委員会の設置が「ある」が多い傾向にある。

人口規模と他機関他職種と連携している内容のクロス表

	合計	1 相談者の見守り	2 相談者への食糧供給	3 相談者の債務整理の問題	4 相談者の疾病の問題	5 相談者の就労の問題	6 相談者の家族関係の問題	7 相談者等の教育の問題	8 相談者等の介護の問題	9 の相談者等の金銭管理	10 と相談者等の地域住民	11 社会資源の活用他の問題	12 その他
全体	937	610	254	379	315	515	331	174	408	537	300	439	32
	100.0	65.1	27.1	40.4	33.6	55.0	35.3	18.6	43.5	57.3	32.0	46.9	3.4
人口	5万人未満	590	386	126	212	178	280	212	83	257	329	187	237
	100.0	65.4	21.4	35.9	30.2	47.5	35.9	14.1	43.6	55.8	31.7	40.2	1.9
5万人～10万人未満	159	102	56	68	57	101	59	34	64	90	47	85	6
	100.0	64.2	35.2	42.8	35.8	63.5	37.1	21.4	40.3	56.6	29.6	53.5	3.8
10万人～30万人未満	127	81	46	65	52	85	38	35	55	78	42	80	7
	100.0	63.8	36.2	51.2	40.9	66.9	29.9	27.6	43.3	61.4	33.1	63.0	5.5
30万人以上	61	41	26	34	28	49	22	22	32	40	24	37	8
	100.0	67.2	42.6	55.7	45.9	80.3	36.1	36.1	52.5	65.6	39.3	60.7	13.1

大規模中規模小規模の人口別比較		
カイ2乗	190.11	
自由度	36	
有意確率	.000*	

- ・人口規模が大きい方が他機関他職種と連携している内容において「食糧供給」「疾病の問題」「家族関係の問題」「他の社会資源の活用の問題」が多くあげられている。

人口規模と職員の兼務状況のクロス表

	合計	1 ・兼務 して いる	2 ・兼務 して いな い
全 体	992	887	105
	100.0	89.4	10.6
5万人未満	635	604	31
	100.0	95.1	4.9
5万人～10万人未満	164	143	21
	100.0	87.2	12.8
10万人～30万人未満	133	103	30
	100.0	77.4	22.6
30万人以上	60	37	23
	100.0	61.7	38.3

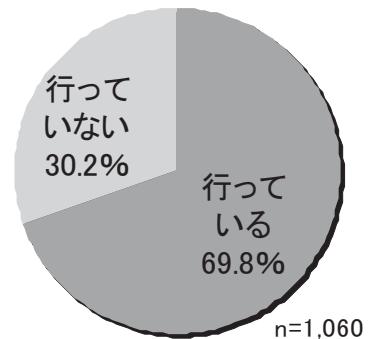
大規模中規模小規模の人口別比較	
カイ2乗	91.629
自由度	3
有意確率	.000*

- ・人口規模が大きい方が兼務していると回答した割合が低くなる傾向にある。

I 現在の貴法人においての取り組み状況についてお聞きします

(問1) 貴法人では生活困窮者支援に対する生活福祉資金貸付事業以外の取り組みを実施していますか。該当するものに○をつけてください。

	度数	%
1. 行っている	740	69.8
2. 行っていない	320	30.2
合計	1,060	100.0

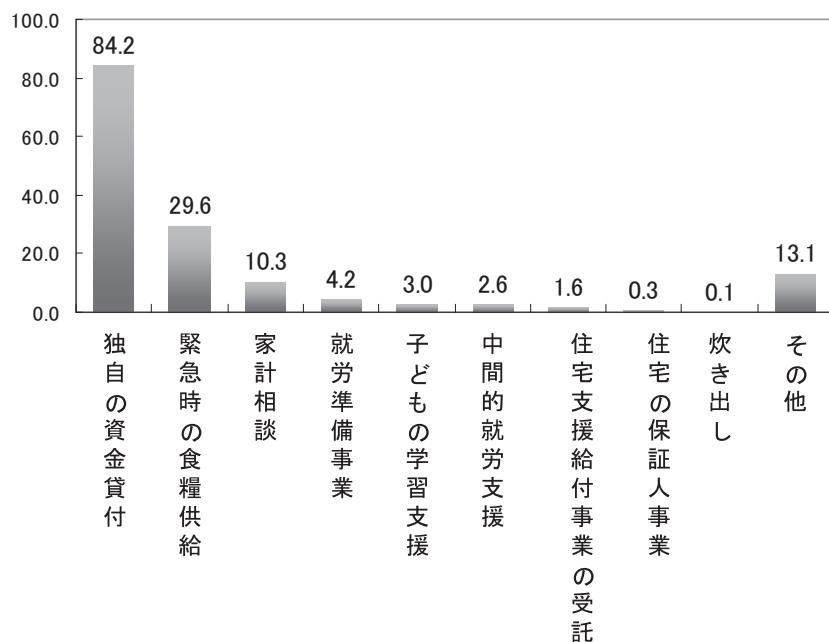


最も多いのは、「行っている」で 740 社協 69.8%、次いで「行っていない」で 320 社協 30.2%となっている。生活困窮者自立支援制度施行より前に生活福祉資金貸付以外の取り組みが約 7 割の社協で実施されていることがわかる。

(問1-2) 問1で1と回答された方にお聞きします。

生活困窮者支援に対する生活福祉資金貸付事業以外の取り組みはどのようなものですか。該当するものに○をつけてください。

n=740	度数	%
1. 緊急時の食糧供給	219	29.6
2. 独自の資金貸付	623	84.2
3. 住宅の保証人事業	2	0.3
4. 住宅支援給付事業の受託	12	1.6
5. 家計相談	76	10.3
6. 中間的就労支援	19	2.6
7. 子どもの学習支援	22	3.0
8. 就労準備事業	31	4.2
9. 炊き出し	1	0.1
10. その他	97	13.1

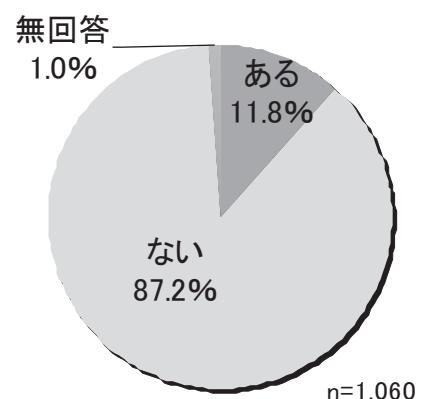


最も多いのは、「独自の資金貸付」で 623 社協 84.2%、次いで「緊急時の食糧供給」で 219 社協 29.6% となっている。生活福祉資金貸付では対応できない相談者に対し、市町村独自での対応の必要性が示唆されている。その他の回答としては「コミュニティソーシャルワーク事業」や地域によっては「高齢者等屋根雪下ろし助成事業」などが見られる。また、緊急に食糧を供給しなければ生命に関わるような相談者がいることも推察される。

その他、生活困窮者自立促進モデル事業の委託を受け、すでに生活困窮者支援に関する事業を実施している社協も見られる。

(問2) 生活困窮者支援について行政からの委託事業（補助も含む）はありますか。該当するもの1つに○をつけてください。

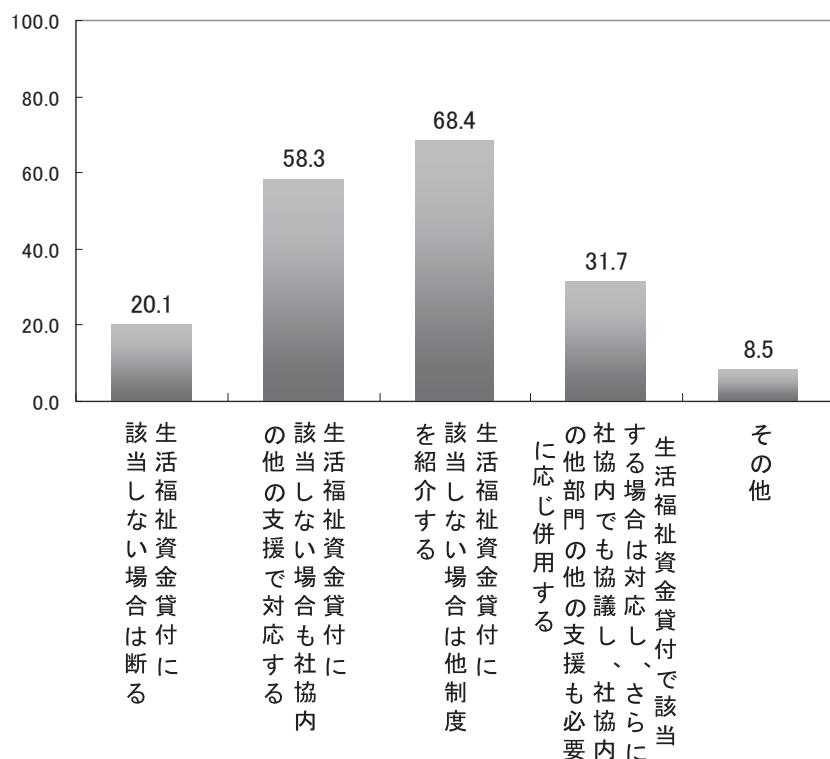
	度数	%
1. ある	125	11.8
2. ない	924	87.2
無回答	11	1.0
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「ない」で924社協87.2%、次いで「ある」で125社協11.8%となっている。モデル事業の委託をはじめ、インタビュー調査において生活保護受給者の居場所づくりの支援事業などの委託を受け、実施している市町村社協も見られた。

(問 3)生活困窮（生活福祉資金貸付含む）に関する相談があった場合はどのように対応されていますか。該当するものすべてに○を付けてください。

n=1,060	度数	%
1. 生活福祉資金貸付に該当しない場合は断る	213	20.1
2. 生活福祉資金貸付に該当しない場合も社協内の他の支援で対応する	618	58.3
3. 生活福祉資金貸付に該当しない場合は他制度を紹介する	725	68.4
4. 生活福祉資金貸付で該当する場合は対応し、さらに社協内でも協議し、社協内の他の部門の他の支援も必要に応じ併用する	336	31.7
5. その他	90	8.5

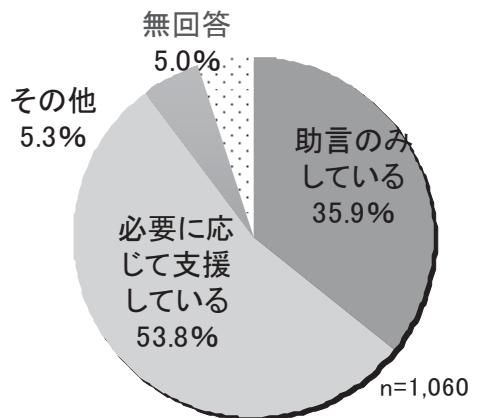


最も多いのは、「生活福祉資金貸付に該当しない場合は他制度を紹介する」で725社協68.4%、次いで「生活福祉資金に該当しない場合も社協内の他の支援で対応する」で618社協58.3%となっている。生活福祉資金の貸付要件に該当しない場合も他制度の紹介や、社協内の他の部門で支援しようとしているようである。そのため、他機関他職種との連携、社協内の連携が必要である。

その他の回答としては「行政と協議」や「関係機関との連携」があった。また他制度の事例としては「公的年金担保融資」「無料法律相談」「若者サポートステーション」「母子寡婦福祉資金」「法テラス」「生活保護」「グリーンコープ」などの回答が見られた。

(問4) 生活困窮者支援において相談者が抱える経済的な問題以外の問題について支援していますか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。

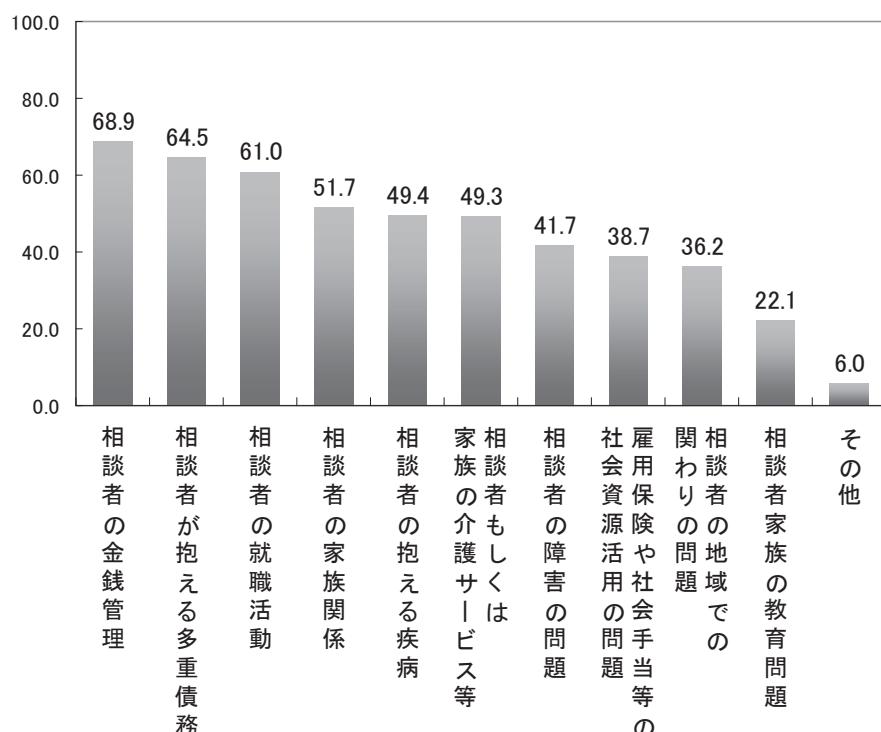
	度数	%
1. 助言のみしている	381	35.9
2. 必要に応じて支援している	570	53.8
3. その他	56	5.3
無回答	53	5.0
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「必要に応じて支援している」で 570 社協 53.8%、次いで「助言のみしている」で 381 社協 35.9%となっている。生活困窮者支援の相談において多くの社協が支援や助言を行っていると見られる。

(問4-2) 問4で1もしくは2と回答された方にお聞きします。生活困窮者支援において助言や支援している経済的なもの以外にどのような問題がありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

n=951	度数	%
1. 相談者が抱える多重債務	613	64.5
2. 相談者の就職活動	580	61.0
3. 相談者の抱える疾病	470	49.4
4. 相談者の家族関係	492	51.7
5. 相談者もしくは家族の介護サービス	469	49.3
6. 相談者家族の教育問題	210	22.1
7. 相談者の地域での関わりの問題	344	36.2
8. 相談者の金銭管理	655	68.9
9. 相談者の障害の問題	397	41.7
10. 雇用保険や社会手当等の社会資源活用の問題	368	38.7
11. その他	57	6.0



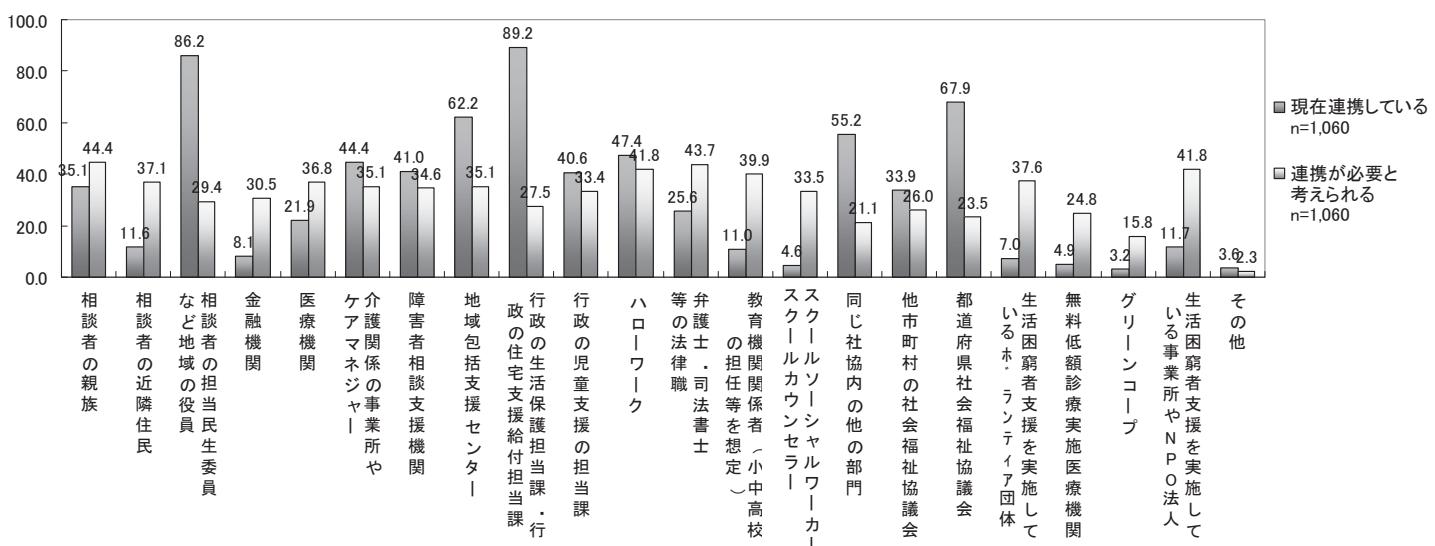
最も多いのは、「相談者の金銭管理」で 655 社協 68.9%、次いで「相談者が抱える多重債務」で 613 社協 64.5% となっている。金銭管理が難しかったり、多重債務の返済ができなかったり、生活困窮となつた要因にもアプローチしていることが窺える。その他、就職活動や家族関係など幅広く関わっていると考えられる。

その他の回答としては「アルコール依存の方の相談」や「消費生活相談員との連携」「同居家族のひきこもりの相談」「ゴミ屋敷等への対応」などが見られた。

II 現在の貴法人においての生活困窮者支援の取り組みの中における他職種他機関との連携についてお聞きします。

(問5) 生活困窮者支援関係（生活福祉資金貸付含む）の事業を実施する中で連携している人・機関はどのようなところですか。また連携が必要と考えられる人・機関にはどのようなところがありますか。該当するものすべてに○を付けてください。

	現在連携している n=1,060	連携が必要と 考えられる n=1,060
1 相談者の親族	372 35.1	471 44.4
2 相談者の近隣住民	123 11.6	393 37.1
3 相談者の担当民生委員など地域の役員	914 86.2	312 29.4
4 金融機関	86 8.1	323 30.5
5 医療機関	232 21.9	390 36.8
6 介護関係の事業所やケアマネジャー	471 44.4	372 35.1
7 障害者相談支援機関	435 41.0	367 34.6
8 地域包括支援センター	659 62.2	372 35.1
9 行政の生活保護担当課・行政の住宅支援給付担当課	945 89.2	292 27.5
10 行政の児童支援の担当課	430 40.6	354 33.4
11 ハローワーク	502 47.4	443 41.8
12 弁護士・司法書士等の法律職	271 25.6	463 43.7
13 教育機関関係者(小中高校の担任等を想定)	117 11.0	423 39.9
14 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー	49 4.6	355 33.5
15 同じ社協内の他の部門	585 55.2	224 21.1
16 他市町村の社会福祉協議会	359 33.9	276 26.0
17 都道府県社会福祉協議会	720 67.9	249 23.5
18 生活困窮者支援を実施しているボランティア団体	74 7.0	399 37.6
19 無料低額診療実施医療機関	52 4.9	263 24.8
20 グリーンコープ	34 3.2	168 15.8
21 生活困窮者支援を実施している事業所やNPO法人	124 11.7	443 41.8
22 その他	38 3.6	24 2.3

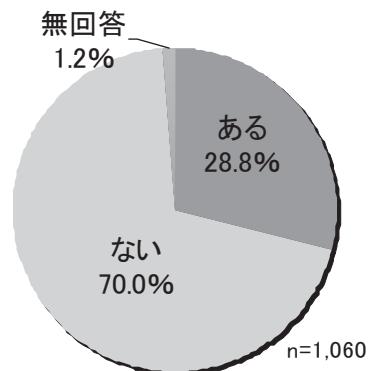


最も多いのは、「行政の生活保護担当課・行政の住宅支援給付担当課」で 945 社協 89.2%、次いで「相談者の担当民生委員など地域の役員」で 914 社協 86.2% となっている。生活困窮した状況に対し、生活保護受給の必要性を検討し紹介していることや、地域住民とともに活動し、また生活福祉資金貸付をともに実施してきた歴史から民生委員・児童委員をはじめとする地域の役員との連携が多いことが窺える。その他、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや行政の児童支援の担当課など多く見られる。その他の回答として、「電力会社」「外国籍支援機構」が見られた。

また、今後連携する必要が考えられる機関については「相談者の親族」で 471 社協 44.4%、次いで「弁護士・司法書士等の法律職」463 社協 43.7% となっている。親族とのつながりの再構築や多重債務などの整理の必要性を感じていると推察される。その他、生活困窮者支援をしている NPO や、スクールソーシャルワーカー、教育機関関係者との連携も必要と考えられている。

(問6)就労支援協議会など生活困窮者支援（生活福祉資金貸付含む）において他職種他機関と意見等を協議する委員会がありますか。該当するもの1つに○を付けてください。

	度数	%
1. ある	305	28.8
2. ない	742	70.0
無回答	13	1.2
合計	1,060	100.0

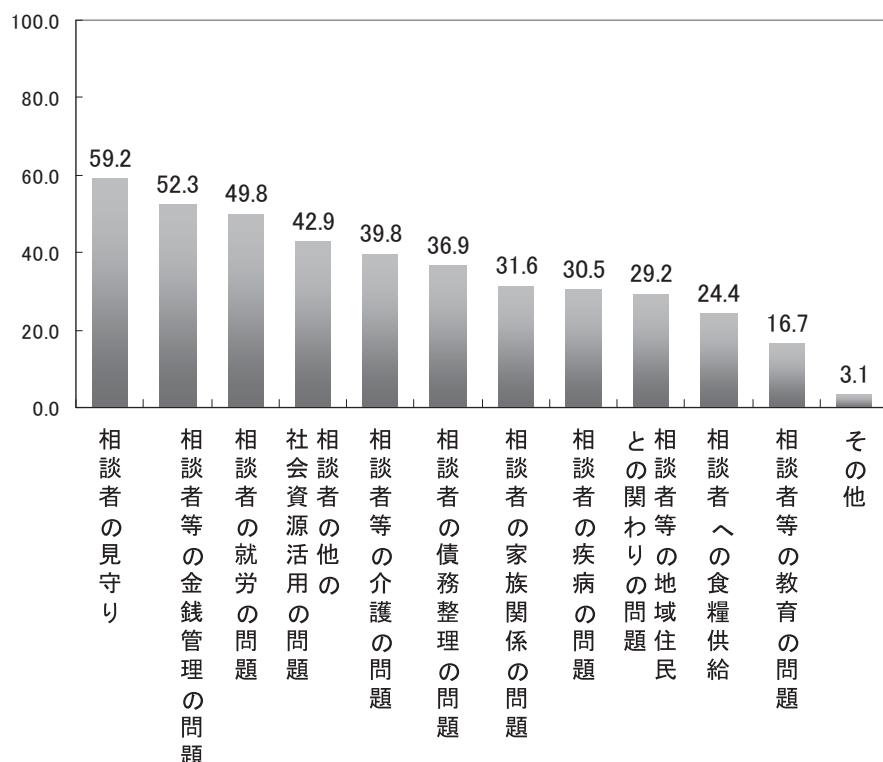


最も多いのは、「ない」で742社協70.0%、次いで「ある」で305社協28.8%となっている。他機関他職種との連携が求められる中、意見を協議する場がほとんど設定されていないことが示唆されている。

具体的な協議の場としてはハローワークや福祉事務所から構成される「生活福祉・就労支援協議会」が多く、その他、行政の住宅部門や宅建センターなどが入る「居住支援検討会」、自立相談支援事業の「支援調整会議」、児童虐待担当や教育委員会が入る「学習支援関係機関調整会議」などが見られた。

(問7) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付含む）において他職種他機関と連携している内容はどのようなものですか。該当するものすべてに○をつけてください。

n=1,060	度数	%
1. 相談者の見守り	628	59.2
2. 相談者への食糧供給	259	24.4
3. 相談者の債務整理の問題	391	36.9
4. 相談者の疾病の問題	323	30.5
5. 相談者の就労の問題	528	49.8
6. 相談者の家族関係の問題	335	31.6
7. 相談者等の教育の問題	177	16.7
8. 相談者等の介護の問題	422	39.8
9. 相談者等の金銭管理の問題	554	52.3
10. 相談者等の地域住民との関わりの問題	309	29.2
11. 相談者の他の社会資源活用の問題	455	42.9
12. その他	33	3.1



最も多いのは、「相談者の見守り」で 628 社協 59.2%、次いで「相談者等の金銭管理の問題」で 554 社協 52.3% となっている。相談者の普段の生活の見守りや金銭管理についても見守りや節約方法についてなど連携をとっていく必要性が示唆されている。

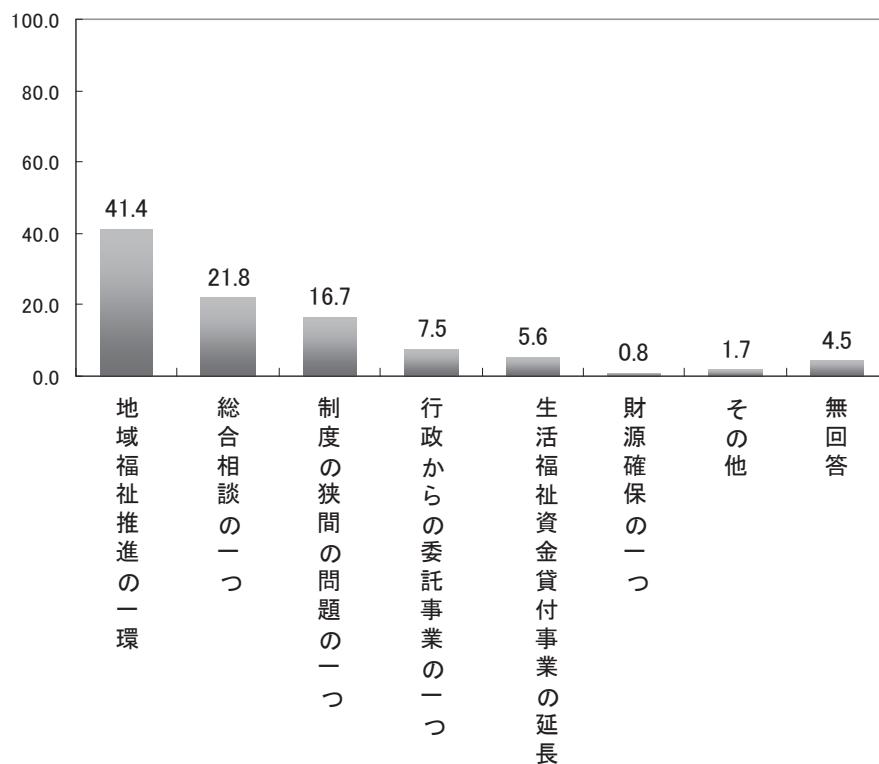
連携している内容としては「生活保護の問題」や「住居の問題」で多機関が一ヶ所に集まって相談を受ける「ワンストップ相談」の行事や外国人の不法滞在の問題などが見られた。

その他、介護や債務の問題など相談者が抱える問題はさまざま複合的であると考えられる。

III 現在の貴法人においての生活困窮者自立支援法施行に向けた状況についてお聞きします。(生活困窮者支援モデル事業を実施している場合は実施前に行なったことも含めてご回答ください。)

(問8) 貴法人では生活困窮者支援に関してどのような認識を持っていますか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。

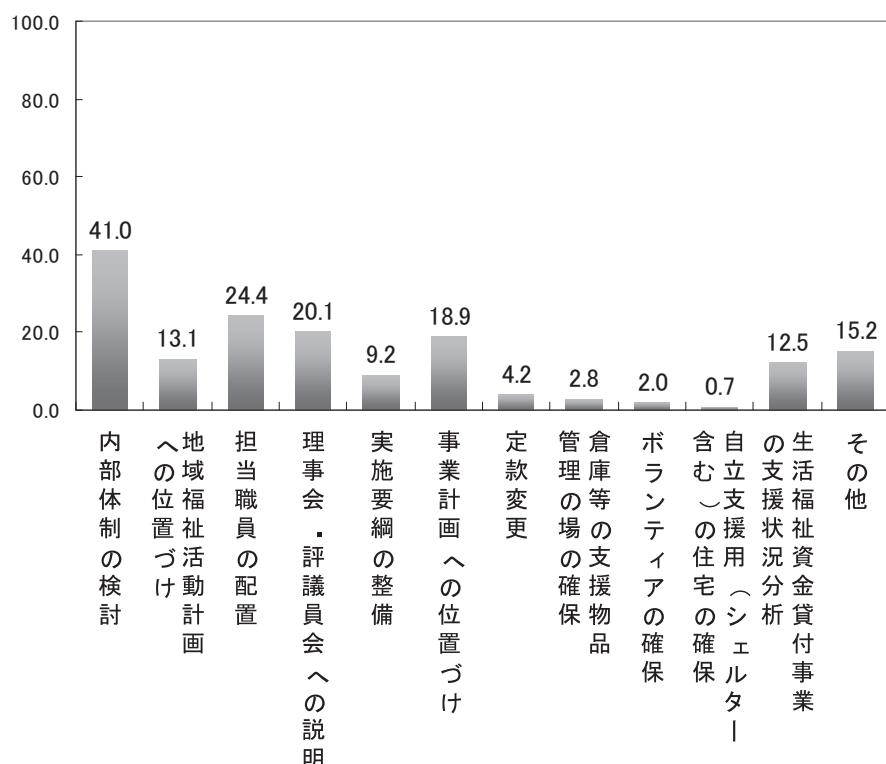
	度数	%
1. 地域福祉推進の一環	439	41.4
2. 生活福祉資金貸付事業の延長	59	5.6
3. 行政からの委託事業の一つ	80	7.5
4. 財源確保の一つ	8	0.8
5. 制度の狭間の問題の一つ	177	16.7
6. 総合相談の一つ	231	21.8
7. その他	18	1.7
無回答	48	4.5
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「地域福祉推進の一環」で439社協41.4%、次いで「総合相談の一つ」で231社協21.8%となっている。地域福祉の推進を目的とする社協であるためか、「地域福祉推進の一環」が多いが「総合相談の一つ」という考え方もあり、このような考え方方が生活困窮者支援について地域福祉部門に置いて進めていくのか、相談部門に置いて進めていくのかに影響すると考えられる。

(問9) 生活困窮者支援実施にあたって(もしくはそれに向けて) 法人内の整備はどのようなものを実施しましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

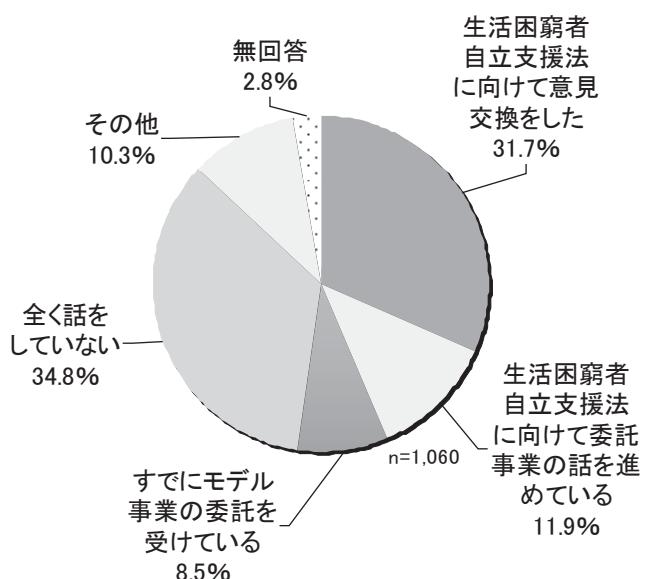
n=1,060	度数	%
1. 内部体制の検討	435	41.0
2. 地域福祉活動計画への位置づけ	139	13.1
3. 担当職員の配置	259	24.4
4. 理事会・評議員会への説明	213	20.1
5. 実施要綱の整備	98	9.2
6. 事業計画への位置づけ	200	18.9
7. 定款変更	45	4.2
8. 倉庫等の支援物品管理の場の確保	30	2.8
9. ボランティアの確保	21	2.0
10. 自立支援用(シェルター含む)の住宅の確保	7	0.7
11. 生活福祉資金貸付事業の支援状況分析	133	12.5
12. その他	161	15.2



最も多いのは、「内部体制の検討」で 435 社協 41.0%、次いで「担当職員の配置」で 259 社協 24.4% なっている。はじめに体制や人の配置をしていることが窺える。その他の回答としては「情報収集」「受託の働きかけ」などが見られた。準備を進めていくには生活福祉資金貸付の支援状況の分析や理事会・評議員会への説明、事業計画への位置づけ等を進めていく必要がある。

(問 10) 貴法人では生活困窮者自立支援法の施行に向けて行政とはどのようなことを進めていますか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

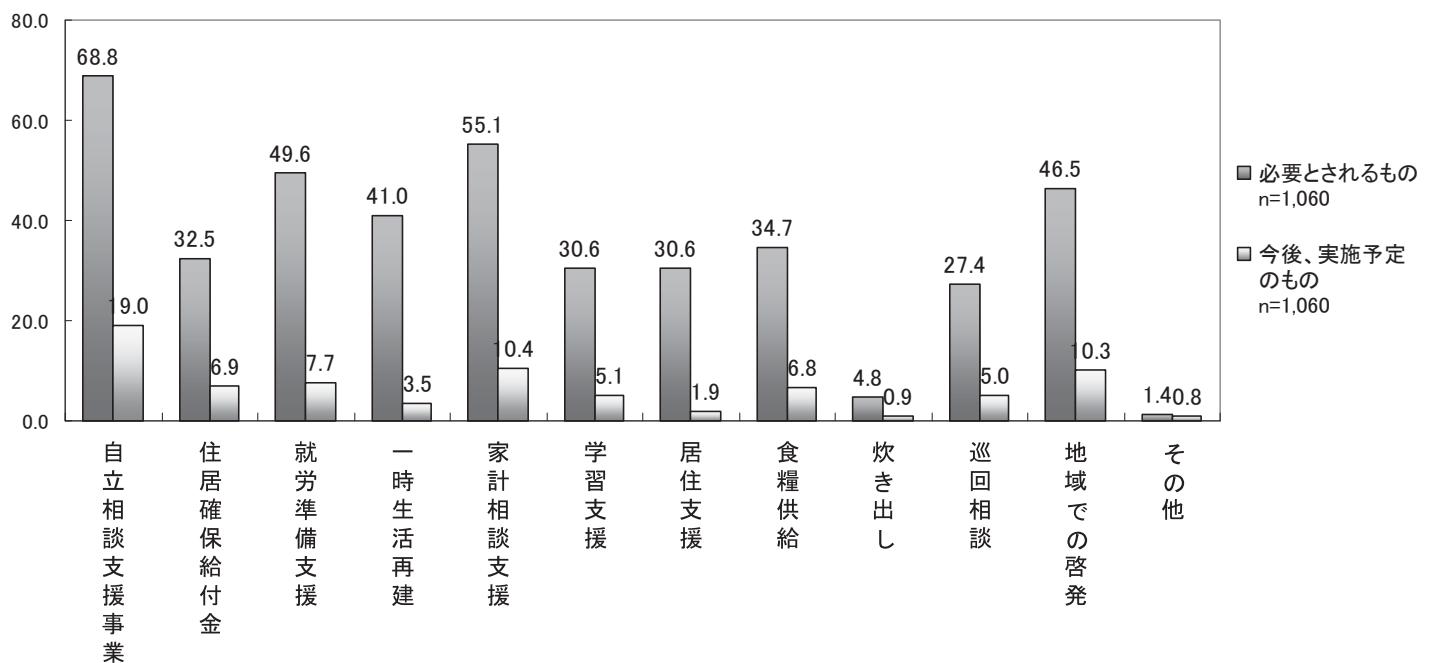
	度数	%
1. 生活困窮者自立支援法に向けて意見交換をした	336	31.7
2. 生活困窮者自立支援法に向けて委託事業の話を進めている	126	11.9
3. すでにモデル事業の委託を受けてい	90	8.5
4. 全く話をしていない	369	34.8
5. その他	109	10.3
無回答	30	2.8
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「全く話をしていない」で 369 社協 34.8%、次いで「生活困窮者自立支援法に向けて意見交換をした」で 336 社協 31.7% となっている。調査の時期も影響しているとは考えられるが具体的な話に至っている社協は多くない。具体的な回答としては「行政が直営で実施」や担当者レベルで意見交換」などが見られる。

(問 11) 貴法人は管轄地域内では今後はどのような事業が必要とされていると思いま
すか。また貴法人で今後はどのような事業に取り組まれる予定ですか。該当するものす
べてに○をつけてください。

		必要とされるもの n=1,060		今後、実施予定 のもの n=1,060	
1 自立相談支援事業	729	68.8	201	19.0	
2 住居確保給付金	345	32.5	73	6.9	
3 就労準備支援	526	49.6	82	7.7	
4 一時生活再建	435	41.0	37	3.5	
5 家計相談支援	584	55.1	110	10.4	
6 学習支援	324	30.6	54	5.1	
7 居住支援	324	30.6	20	1.9	
8 食糧供給	368	34.7	72	6.8	
9 炊き出し	51	4.8	10	0.9	
10 巡回相談	290	27.4	53	5.0	
11 地域での啓発	493	46.5	109	10.3	
12 その他	15	1.4	9	0.8	

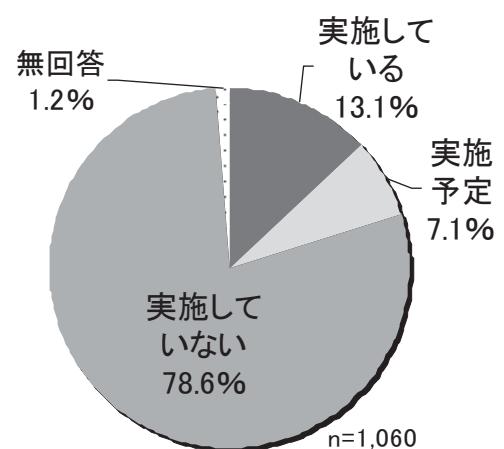


最も多いのは、「自立相談支援事業」で 729 社協 68.8%、次いで「家計相談支援」で 584 社協 55.1%となっている。自立相談支援については必須事業であり、モデル委託も多い、また家計相談や就労準備なども多く必須事業、任意事業ともに必要とされていることが窺える。

実施予定については未定が多いと考えられるが自立相談支援事業が最も多く、また地域での啓発も多いアウトリーチ、地域づくり、ワンストップ相談という生活困窮者自立支援制度で重要とされている部分が実現するためにも重要な要素ではないかと考えられる。

(問 12) 生活困窮者自立支援法の施行に向けて生活困窮者支援担当職員対象の研修は実施されましたか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

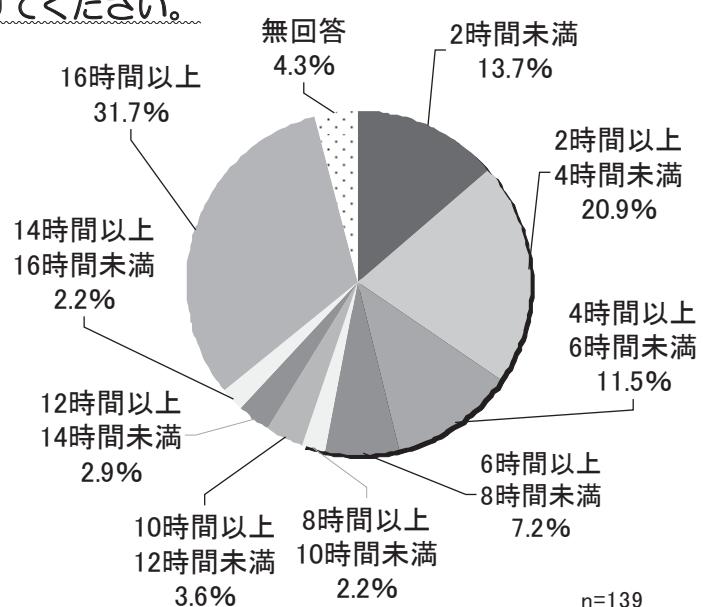
	度数	%
1. 実施している	139	13.1
2. 実施予定	75	7.1
3. 実施していない	833	78.6
無回答	13	1.2
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「実施していない」で 833 社協 78.6%、次いで「実施している」で 139 社協 13.1%となっている。その他、「国の研修に参加している」という回答も見られた。

(問 12-2) 問 12 で 1 と答えた方にお聞きします。研修はどのくらいの期間実施されていますか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

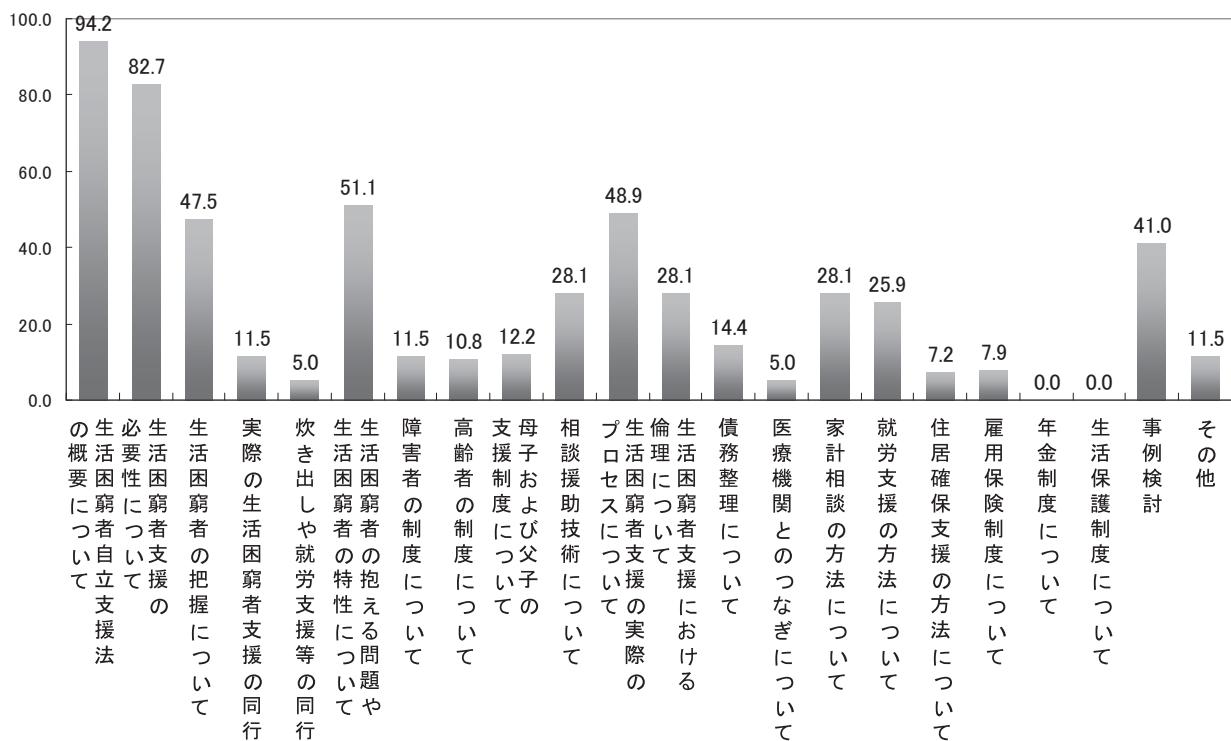
	度数	%
1. 2時間未満	19	13.7
2. 2時間以上4時間未満	29	20.9
3. 4時間以上6時間未満	16	11.5
4. 6時間以上8時間未満	10	7.2
5. 8時間以上10時間未満	3	2.2
6. 10時間以上12時間未満	5	3.6
7. 12時間以上14時間未満	4	2.9
8. 14時間以上16時間未満	3	2.2
9. 16時間以上	44	31.7
無回答	6	4.3
合計	139	100.0



最も多いのは、「16 時間以上」で 44 社協 31. 7%、次いで「2 時間以上 4 時間未満」で 29 社協 20. 9%となっている。

(問 12-3) 問 12 で 1 と答えた方にお聞きします。生活困窮者支援担当職員の研修はどのような内容でしたか。該当するものすべてに○をつけてください。

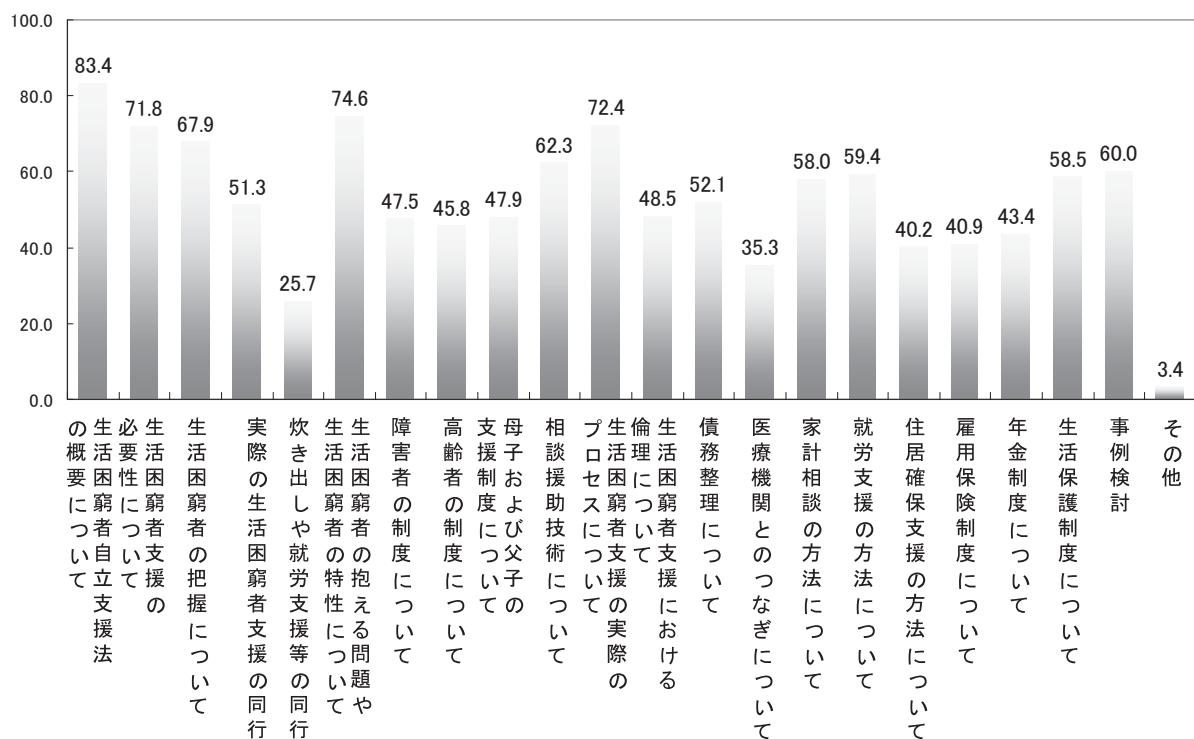
n=139	度数	%
1. 生活困窮者自立支援法の概要について	131	94.2
2. 生活困窮者支援の必要性について	115	82.7
3. 生活困窮者の把握について	66	47.5
4. 実際の生活困窮者支援(面接等)の同行	16	11.5
5. 炊き出しや就労支援等の同行	7	5.0
6. 生活困窮者の抱える問題や生活困窮者の特性について	71	51.1
7. 障害者の制度について	16	11.5
8. 高齢者の制度について	15	10.8
9. 母子および父子の支援制度について	17	12.2
10. 相談援助技術について	39	28.1
11. 生活困窮者支援の実際のプロセスについて	68	48.9
12. 生活困窮者支援における倫理について	39	28.1
13. 債務整理について	20	14.4
14. 医療機関とのつなぎについて	7	5.0
15. 家計相談の方法について	39	28.1
16. 就労支援の方法について	36	25.9
17. 住居確保支援の方法について	10	7.2
18. 雇用保険制度について	11	7.9
19. 年金制度について	0	0.0
20. 生活保護制度について	0	0.0
21. 事例検討	57	41.0
22. その他	16	11.5



最も多いのは、「生活困窮者自立支援法の概要について」で 131 社協 94.2%、次いで「生活困窮者支援の必要性について」で 115 社協 82.7% となっている。その他の回答としては「消費生活」「ひきこもり支援」「ファイナンシャルプランニング研修」「社会保障制度について」なども見られた。

(問13) すべての方にお聞きします。生活困窮者支援担当職員の研修において学ぶ必要があると思われる内容はどのようなものですか。該当するものすべてに○をつけてください。

n=1,060	度数	%
1. 生活困窮者自立支援法の概要について	884	83.4
2. 生活困窮者支援の必要性について	761	71.8
3. 生活困窮者の把握について	720	67.9
4. 実際の生活困窮者支援(面接等)の同行	544	51.3
5. 炊き出しや就労支援等の同行	272	25.7
6. 生活困窮者の抱える問題や生活困窮者の特性について	791	74.6
7. 障害者の制度について	503	47.5
8. 高齢者の制度について	485	45.8
9. 母子および父子の支援制度について	508	47.9
10. 相談援助技術について	660	62.3
11. 生活困窮者支援の実際のプロセスについて	767	72.4
12. 生活困窮者支援における倫理について	514	48.5
13. 債務整理について	552	52.1
14. 医療機関とのつなぎについて	374	35.3
15. 家計相談の方法について	615	58.0
16. 就労支援の方法について	630	59.4
17. 住居確保支援の方法について	426	40.2
18. 雇用保険制度について	434	40.9
19. 年金制度について	460	43.4
20. 生活保護制度について	620	58.5
21. 事例検討	636	60.0
22. その他	36	3.4

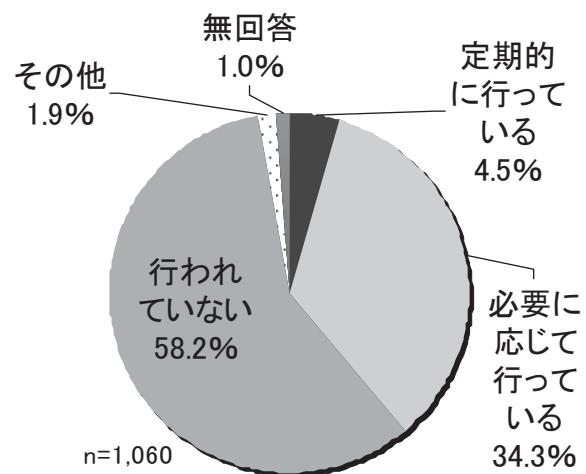


最も多いのは、「生活困窮者自立支援法の概要について」で 884 社協 83.4%、次いで「生活困窮者の抱える問題や生活困窮者の特性について」で 791 社協 74.6%となっている。その他の回答としては「関係機関とのネットワークづくり」「職員の意識の向上」「社会資源開発」などが見られる。

制度概要や生活困窮者が抱える問題や特性などが多く、その他、把握の方法や各事業の内容、他の社会資源など必要とされる知識・技術は多岐に渡る。

(問14) 貴法人内で生活困窮者支援(生活福祉資金貸付事業含む)の事例検討が行われていますか。もっとも近いもの1つに○をつけてください。

	度数	%
1. 定期的に行っている	48	4.5
2. 必要に応じて行っている	364	34.3
3. 行われていない	617	58.2
4. その他	20	1.9
無回答	11	1.0
合計	1,060	100.0

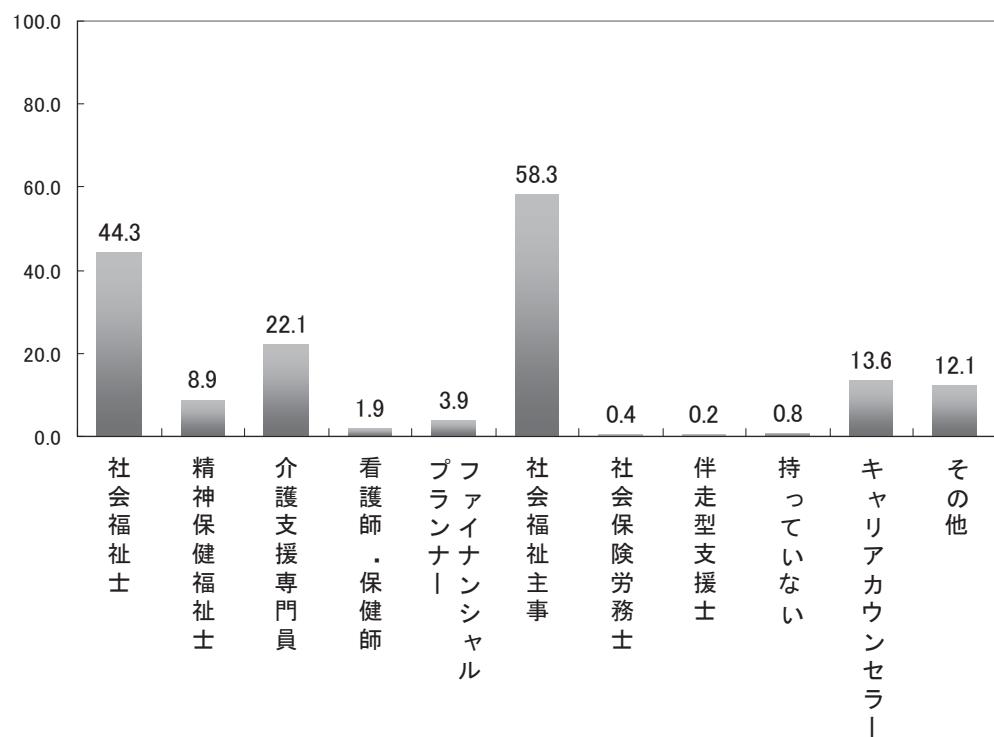


最も多いのは、「行われていない」で 617 社協 58.2%、次いで「必要に応じて行っている」で 364 社協 34.3% となっている。行われていない社協が多いが今後は生活困窮者が抱える共通課題を抽出するためにも他機関他職種との定期的な開催が求められる。

IV 最後に 集計のため必要ですので現状についてお答え下さい。

(問16) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）において主となる担当職員の持っている資格はどれですか。該当するものすべてに○をつけてください。

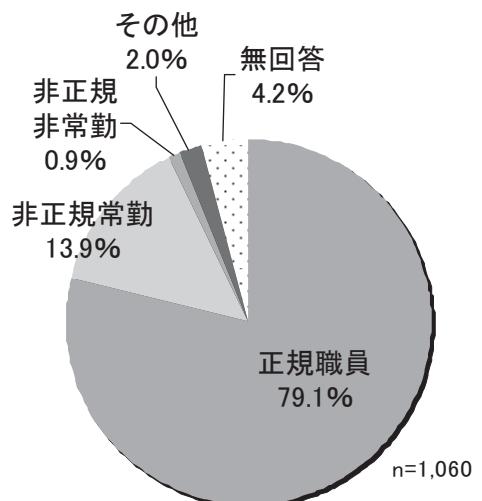
n=1,060	度数	%
1. 社会福祉士	470	44.3
2. 精神保健福祉士	94	8.9
3. 介護支援専門員	234	22.1
4. 看護師・保健師	20	1.9
5. ファイナンシャルプランナー	41	3.9
6. 社会福祉主事	618	58.3
7. 社会保険労務士	4	0.4
8. 伴走型支援士	2	0.2
9. 持っていない	8	0.8
10. キャリアカウンセラー	144	13.6
11. その他	128	12.1



最も多いのは、「社会福祉主事」で 618 社協 58.3%、次いで「社会福祉士」で 470 社協 44.3% となっている。相談から始まる支援であるためか、社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員等が多く見られるが、家計相談にはファイナンシャルプランナー、就労支援においてはキャリアカウンセラーなど支援内容に応じた資格者や経験者の配置が求められる。

(問 17) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）において、主となる担当職員の雇用形態。該当するもの 1 つに○をつけてください。

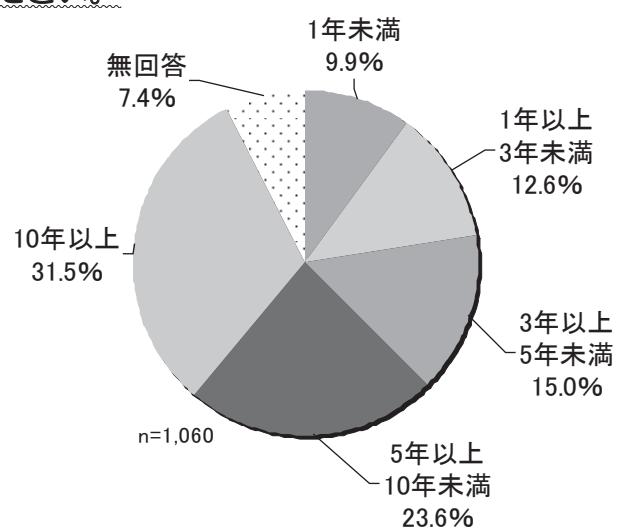
	度数	%
1. 正規職員	838	79.1
2. 非正規常勤（契約・嘱託・臨時など）	147	13.9
3. 非正規非常勤	10	0.9
4. その他	21	2.0
無回答	44	4.2
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「正規職員」で 838 社協 79.1%、次いで「非正規常勤」で 147 社協 13.9% となっている。
ほとんど常勤職員が配置されており、相談者への一貫した継続的な支援に対応していると考えられる。

(問 18) 生活困窮者支援の主となる担当職員の相談援助業務経験年数はどのくらいですか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

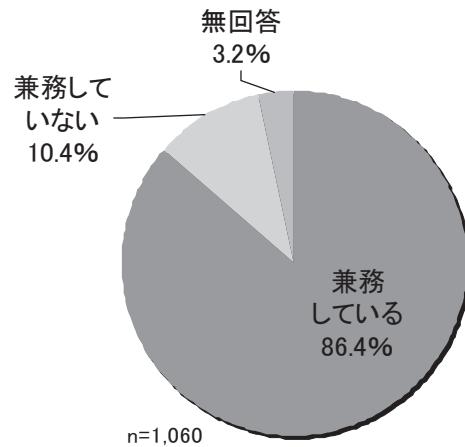
	度数	%
1. 1年未満	105	9.9
2. 1年以上3年未満	134	12.6
3. 3年以上5年未満	159	15.0
4. 5年以上10年未満	250	23.6
5. 10年以上	334	31.5
無回答	78	7.4
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「10 年以上」で 334 社協 31.5%、次いで「5 年以上 10 年未満」で 250 社協 23.6%となっている。比較的相談経験が長い職員が配置されている。

(問 19) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）の主となる担当職員は社協内の他の業務と兼務していますか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

	度数	%
1. 兼務している	916	86.4
2. 兼務していない	110	10.4
無回答	34	3.2
合計	1,060	100.0



最も多いのは、「兼務している」で 916 社協 86.4%、次いで「兼務していない」で 110 社協 10.4%となっている。ほとんどが兼務での職員体制となっている。生活福祉資金貸付の委託料のみでは人件費が貰えないためであると推考されるが、生活困窮者支援では専従の職員配置が求められる。

自由記述

- ・相談員となるものは、やはりある程度の相談経験と地域とのつながり（地域を知っている）が必要だと思います。できれば少なくとも一人は正規職員であるべきだと思います。
- ・最低2～3人は必要と考えますが、それだけの人事費がつくのか気がかりです。
- ・行政がどこまで情報を出すのか（委託の場合）によって取り組みに大きな差が出ると思われます。また、行政の中でもまだ理解と連携が不十分であと半年あまりで本当にスタートできるか心配です。
- ・組織の中になんらかの形で行政職員が関わる形がとれるとよいと思います（丸投げとさせないためにも）。

生活困窮者は家計の経済感覚が乏しく、相談に来る（紹介される）段階で借金があり、当面の生活に困窮している現状が多くみられる。生活福祉資金の貸付要件から外れるケースがほとんどで、返済計画が成立しない。しかしながら、就労意欲はあり支援の手を差し伸べるためには緊急資金は必要不可欠である。相談支援員として、非常に厳しい選択を迫られる局面もある。

生活福祉資金がこの事業の一担を背負うことになりそうだが、そもそも収入の少ない（ない）世帯に貸付することが、自立に繋がるのか疑問に感じる。就労できない背景には、家庭内での人間関係や社会に適応できない何らかの要因があるはずで、それらに適合した課題を解決しなければ就労に結び付けるのは難しい。リーマンショック後に創設された総合支援資金の償還率の数値をみても、いかに自立が難しいかわかるはずだ。貸付によりさらに多重債務に陥ることも考えれば、安易に貸付するのではなく、複合した課題を少しづつ解決できる手立てを当人とともに考え、その結果、例え生活保護を受給したとしても、少しでも就労で収入を得ることができ、社会との関わりができるれば、それでいいのではないかと思う。

担当職員の研修も大切ですが、支援者側のフォローアップ体制が整っていない場合、燃えつき症候群のような体調が悪くなり離職せざるを得ない方が全国に多数でるような思いがしています。

適正な事業者の確保及び正規職員の配属は必須。一部署のみで担える事業ではない。法人全体で取り組む体制づくりが重要。

本事業に求められているのは、生活困窮者のための地域包括支援センターを運営するようなイメージではないでしょうか。単なる生活福祉資金の相談員というより生活困窮者を自立へと導く、法律から地域、インフォーマルサービス等全てに精通している人材が求められていると思います。また、本事業はまずは行政がその責任において取り組むべきであり、現時点では市から本事業に関する話が一切ないので、社協としての取り組みについてコメントできません。

- ・生活困窮の問題を社会・地域の問題としてとらえ、地域で支援していくためには、関係機関と連携し進めていく必要がある。そのためには体制をつくり、意識統一、合意形成を図ったほうが動きやすいと思われる。
- ・社会的に孤立をして生活困窮に陥っている困窮者の門戸を開くことに相当な時間を要すると思われるが、長い目で支援しなければならない。結果を急ぎ進めるわけにはいかないことをどこの機関も承知しておくことが必要ではないか。
- ・地域の就労の場も少ない中で、どのように支援していくか。引きこもりの時間が長い。親の年金をあてにしてずっと仕事をしていなかったのが、すぐに就労できるとは考えにくい。そのため、中間就労の場を確保することも必要となってくるが、地元の企業や介護施設、病院、農家などの協力も得る必要がある。受け皿なしで就労等の支援をいたしましょう、とは言えないため、その方面的活動が大切であると考える。
- ・相談支援員の力量により支援の内容も随分と差ができると思われる。簡単にできることではないが、必要な仕事として取り組むことは大事であると考える。
- ・支援員の質の確保のために研修が必要であるが、各圏や各県内ブロック等で受けやすいようにしてい

ただけるとありがたい。

- ・現在はモデル事業で活動しているが、報告等誰でも扱える簡単なソフトにしていただきたい。

法律上、生活保護担当課に着目するとみられますが、貸付の運用実態で考えてみると、生活相談に本人が出向く段階では、貸付要件上、心身とも就活が厳しいものだと想定しています。アウトリーチも法上重要視されていますが、この点もハードルが高いとみられます。貸付と新法の運用上、インテーク部分では共通したものが多いですが、一体的なものではないということの理解が必要かと思います。要は、地域性は確かにあるものの、全国共通の法制度ですので、格差が広がらないようなガイドラインが必要かと思います。必須事業を社協が受託した場合と他の団体が受けた場合での貸付件数などの調査に関心があります。

自由記述においては制度施行を目前に、相談経験と地域とのつながりを持った職員の配置など、実施する社会福祉協議会内の体制や行政の理解に不安を示す声が見られた。またブロックごとの研修実施も求められている。

相談者の生活困窮の背景要因に目を向け、複合した問題を少しずつ整理し、解決していく、その上で就労の受け皿の必要性についても示唆されている。

2 調査票

生活困窮者支援に関するアンケート

都道府県名

社協名

社協

I 現在の貴法人においての取り組み状況についてお聞きします

(問1) 貴法人では生活困窮者支援に対する生活福祉資金貸付事業以外の取り組みを実施していますか。該当するものに○をつけてください。

1. 行っている 2. 行っていない

(問1-2) 問1で1と回答された方にお聞きします。

生活困窮者支援に対する生活福祉資金貸付事業以外の取り組みはどのようなものですか。該当するものに○をつけてください。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 緊急時の食糧供給 | 2. 独自の資金貸付 |
| 3. 住宅の保証人事業 | 4. 住宅支援給付事業の受託 |
| 5. 家計相談 | 6. 中間的就労支援 |
| 7. 子どもの学習支援 | 8. 就労準備事業 |
| 9. 炊き出し | |
| 10. その他（具体的に） | |

取り組み名称	取り組み内容

(問2) 生活困窮者支援について行政からの委託事業（補助も含む）はありますか。該当するもの1つに○をつけてください。

1. ある 2. ない

※あると回答された方は具体的な委託内容および委託金額を教えてください。

(問1で回答された項目と同じでもご記入ください)

委託内容	委託金（補助金含む）

(問3)生活困窮（生活福祉資金貸付含む）に関する相談があった場合はどのように対応されていますか。該当するものすべてに○を付けてください。

1. 生活福祉資金貸付に該当しない場合は断る
2. 生活福祉資金貸付に該当しない場合も社協内の他の支援で対応する
〔具体的な他の支援内容〕
3. 生活福祉資金貸付にて該当しない場合は他制度を紹介する
〔具体的な他制度名例〕
4. 生活福祉資金貸付で該当する場合は対応し、さらに社協内でも協議し、社協内の他部門の他の支援も必要に応じ併用する
〔具体的な他の支援例〕
5. その他
〔具体的に〕

(問 4) 生活困窮者支援において相談者が抱える経済的な問題以外の問題について支援していますか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 助言のみしている
 - 2. 必要に応じて支援している
 - 3. その他
- 〔具体的に〕

(問 4-2) 問 4 で 1 もしくは 2 と回答された方にお聞きします。生活困窮者支援において助言や支援している経済的なもの以外にどのような問題がありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- 1. 相談者が抱える多重債務
 - 2. 相談者の就職活動
 - 3. 相談者の抱える疾病
 - 4. 相談者の家族関係
 - 5. 相談者もしくは家族の介護サービス等
 - 6. 相談者家族の教育問題
 - 7. 相談者の地域での関わりの問題
 - 8. 相談者の金銭管理
 - 9. 相談者の障害の問題
 - 10. 雇用保険や社会手当等の社会資源活用の問題
 - 11. その他
- 〔具体的に〕

II 現在の貴法人においての生活困窮者支援の取り組みの中における他機関他職種との連携についてお聞きします。

(問 5) 生活困窮者支援関係（生活福祉資金貸付含む）の事業を実施する中で連携している人・機関はどのようなところですか。また連携が必要と考えられる人・機関にはどのようなところがありますか。該当するものすべてに○を付けてください。

		現在連携している	連携が必要と考えられる
1	相談者の親族		
2	相談者の近隣住民		
3	相談者の担当民生委員など地域の役員		
4	金融機関		
5	医療機関		
6	介護関係の事業所やケアマネジャー		
7	障害者相談支援機関		
8	地域包括支援センター		
9	行政の生活保護担当課・行政の住宅支援給付担当課		
10	行政の児童支援の担当課		
11	ハローワーク		
12	弁護士・司法書士等の法律職		
13	教育機関関係者（小中高校の担任等を想定）		
14	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー		
15	同じ社協内の他の部門		
16	他市町村の社会福祉協議会		
17	都道府県社会福祉協議会		
18	生活困窮者支援を実施しているボランティア団体		
19	無料低額診療実施医療機関		
20	グリーンコープ		
21	生活困窮者支援を実施している事業所や NPO 法人		
22	その他（具体的に）		

(問6)就労支援協議会など生活困窮者支援（生活福祉資金貸付含む）において他機関他職種と意見等を協議する委員会がありますか。該当するもの 1つに○を付けてください。

1. ある
2. ない

※あると回答された方は名称および委員構成を教えてください。

委員会等名称	委員構成

(問7)生活困窮者支援（生活福祉資金貸付含む）において他機関他職種と連携している内容はどのようなものですか。該当するものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 相談者の見守り | 2. 相談者への食糧供給 |
| 3. 相談者の債務整理の問題 | 4. 相談者の疾病の問題 |
| 5. 相談者の就労の問題 | 6. 相談者の家族関係の問題 |
| 7. 相談者等の教育の問題 | 8. 相談者等の介護の問題 |
| 9. 相談者等の金銭管理の問題 | |
| 10. 相談者等の地域住民との関わりの問題 | |
| 11. 相談者の他の社会資源活用の問題 | |
| 12. その他 | |

〔具体的に〕

**III 現在の貴法人においての生活困窮者自立支援法施行に向けた状況について
お聞きします。(生活困窮者支援モデル事業を実施している場合は実施前に
行ったことも含めてご回答ください。)**

(問8) 貴法人では生活困窮者支援に関してどのような認識を持っていますか。
もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 地域福祉推進の一環
- 2. 生活福祉資金貸付事業の延長
- 3. 行政からの委託事業の一つ
- 4. 財源確保の一つ
- 5. 制度の狭間の問題の一つ
- 6. 総合相談の一つ
- 7. その他 ()

(問9) 生活困窮者支援実施にあたって(もしくはそれに向けて) 法人内の整備
はどのようなものを実施しましたか。該当するものすべてに○をつけて
ください。

- 1. 内部体制の検討
- 2. 地域福祉活動計画への位置づけ
- 3. 担当職員の配置
- 4. 理事会・評議員会への説明
- 5. 実施要綱の整備
- 6. 事業計画への位置づけ
- 7. 定款変更
- 8. 倉庫等の支援物品管理の場の確保
- 9. ボランティアの確保
- 10. 自立支援用(シェルター含む)の住宅の確保
- 11. 生活福祉資金貸付事業の支援状況分析
- 12. その他

〔具体的に〕

(問 10) 貴法人では生活困窮者自立支援法の施行に向けて行政とはどのようなことを進めていますか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

1. 生活困窮者自立支援法に向けて意見交換をした
2. 生活困窮者自立支援法に向けて委託事業の話を進めている
3. すでにモデル事業の委託を受けている
4. 全く話をしていない
5. その他 ()

(問 11) 貴法人は管轄地域内では今後はどのような事業が必要とされていると思いますか。また貴法人で今後はどのような事業に取り組まれる予定ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

		必要とされるもの	今後、実施予定のもの
1	自立相談支援事業		
2	住居確保給付金		
3	就労準備支援		
4	一時生活再建		
5	家計相談支援		
6	学習支援		
7	居住支援		
8	食糧供給		
9	炊き出し		
10	巡回相談		
11	地域での啓発		
12	その他 ()		

(問 12) 生活困窮者自立支援法の施行に向けて生活困窮者支援担当職員対象の研修は実施されましたか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 実施している
- 3. 実施していない

- 2. 実施予定

2もしくは3と回答された方は問13へ

(問 12-2) 問 12 で 1 と答えた方にお聞きします。研修はどのくらいの期間実施されていますか。もっとも近いもの 1 つに○をつけてください。

- 1. 2 時間未満
- 2. 2 時間以上 4 時間未満
- 3. 4 時間以上 6 時間未満
- 4. 6 時間以上 8 時間未満
- 5. 8 時間以上 10 時間未満
- 6. 10 時間以上 12 時間未満
- 7. 12 時間以上 14 時間未満
- 8. 14 時間以上 16 時間未満
- 9. 16 時間以上

(問 12-3) 問 12 で 1 と答えた方にお聞きします。生活困窮者支援担当職員の研修はどのような内容でしたか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 生活困窮者自立支援法の概要について
2. 生活困窮者支援の必要性について
3. 生活困窮者の把握について
4. 実際の生活困窮者支援（面接等）の同行
5. 炊き出しや就労支援等の同行
6. 生活困窮者の抱える問題や生活困窮者の特性について
7. 障害者の制度について
8. 高齢者の制度について
9. 母子および父子の支援制度について
10. 相談援助技術について
11. 生活困窮者支援の実際のプロセスについて
12. 生活困窮者支援における倫理について
13. 債務整理について
14. 医療機関とのつなぎについて
15. 家計相談の方法について
16. 就労支援の方法について
17. 住居確保支援の方法について
18. 雇用保険制度について
19. 年金制度について
20. 生活保護制度について
21. 事例検討
22. その他
〔具体的に〕

(問13) すべての方にお聞きします。生活困窮者支援担当職員の研修において学ぶ必要があると思われる内容はどのようなものですか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 生活困窮者自立支援法の概要について
 2. 生活困窮者支援の必要性について
 3. 生活困窮者の把握について
 4. 実際の生活困窮者支援（面接等）の同行
 5. 炊き出しや就労支援等の同行
 6. 生活困窮者の抱える問題や生活困窮者の特性について
 7. 障害者の制度について
 8. 高齢者の制度について
 9. 母子および父子の支援制度について
 10. 相談援助技術について
 11. 生活困窮者支援の実際のプロセスについて
 12. 生活困窮者支援における倫理について
 13. 債務整理について
 14. 医療機関とのつなぎについて
 15. 家計相談の方法について
 16. 就労支援の方法について
 17. 住居確保支援の方法について
 18. 雇用保険制度について
 19. 年金制度について
 20. 生活保護制度について
 21. 事例検討
 22. その他
- 〔具体的に〕

(問 14) 貴法人内で生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）の事例検討が行われていますか。も~~っととも近いもの~~ 1 つに○をつけてください。

- 1. 定期的に行っている
- 2. 必要に応じて行っている
- 3. 行われていない
- 4. その他（ ）

IV 最後に 集計のため必要ですので現状についてお答え下さい。

(問15) 貴市町村の人口、生活保護受給率、高齢化率、生活福祉資金相談件数、
をお聞きします。数字を記入して下さい。

人口（ ）人 生活保護受給率（ ）%
高齢化率（ ）% ※平成26年4月現在

生活福祉資金相談件数（ ）件 貸付実施件数（ ）件
※平成25年度実績

(問16) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）において主となる担当
職員の持っている資格はどれですか。該当するものすべてに○をつけて
ください。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 社会福祉士 | 2. 精神保健福祉士 |
| 3. 介護支援専門員 | 4. 看護師・保健師 |
| 5. ファイナンシャルプランナー | 6. 社会福祉主事 |
| 7. 社会保険労務士 | 8. 伴走型支援士 |
| 9. 持っていない | 10. キャリアカウンセラー |
| 11. その他 | |
- 〔具体的に〕

※資格は保持していない場合でも金融機関勤務経験者等など関連の経験があればその他の欄にご記入ください。

(問 17) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）において、主となる担当職員の雇用形態。該当するもの 1 つに○をつけてください。

1. 正規職員
2. 非正規常勤（契約・嘱託・臨時など）
3. 非正規非常勤
4. その他

〔具体的に〕

(問 18) 生活困窮者支援の主となる担当職員の相談援助業務経験年数はどのくらいですか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

1. 1 年未満
2. 1 年以上 3 年未満
3. 3 年以上 5 年未満
4. 5 年以上 10 年未満
5. 10 年以上

(問 19) 生活困窮者支援（生活福祉資金貸付事業含む）の主となる担当職員は社協内の他の業務と兼務していますか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

1. 兼務している
2. 兼務していない

最後に、本アンケートについてお気づきのことや、生活困窮者支援事業に関することで、ご意見・ご感想等があればお書きください。（自由記述）

ご協力、ありがとうございました。

お手数ですが、本アンケートを、同封している返信用封筒により、8月29日（金）までにご投函いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

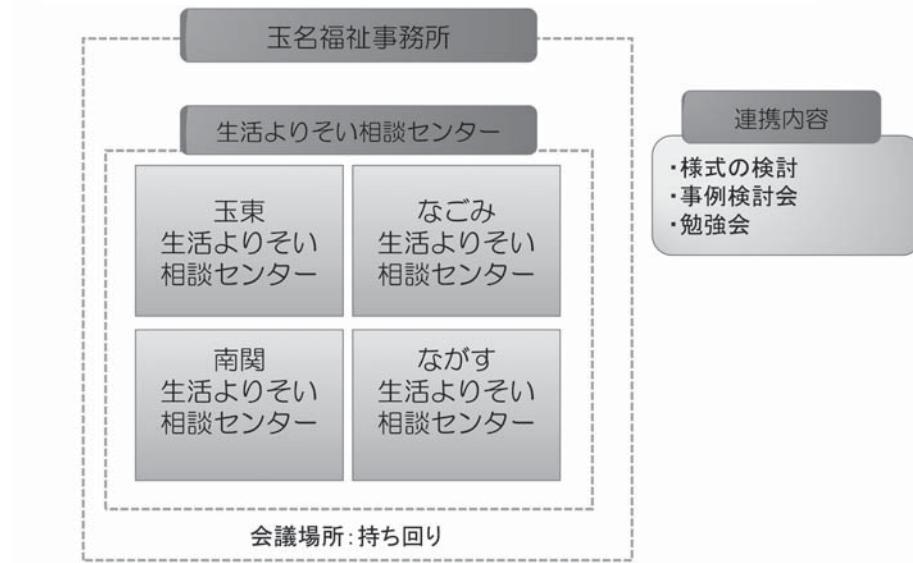
アンケートについてより詳しくお聞きする場合がありますのでご連絡先をご記入願います。

記入者名		役職名	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

3 プレインタビュー及びインタビュー結果

インタビュー結果について特に活用できる部分について示す。

(1) 玉東町社会福祉協議会

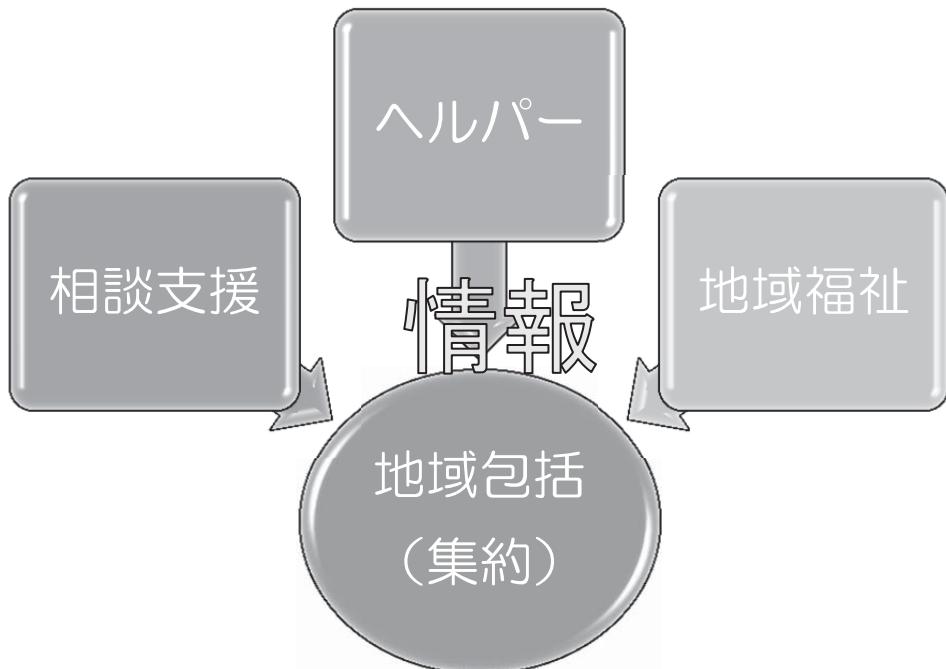


相談体制としては住民から遠くならないよう、玉東町・和水町・南関町・長洲町の社協内に相談員を各々1名配置。毎週水曜日に玉名福祉事務所を含む5か所で場所を持ち回りにしながら、会議（事例検討・帳票類記入の勉強などの研修を含む）を実施している。

また玉東町総務課が事務局となって、税務課・建設課・産業振興課・町民福祉課・保健介護課（地域包括・保育・保健予防）・教育委員会や債務整理等法律相談の弁護士・司法書士で「玉東町生活相談ネットワーク」という会議が開催されている。

(2) 藤里町社会福祉協議会

- ・組織内の情報共有



組織内の情報共有として、部門長を通してすべての事業の職員からの情報を共有するようになっている。その上でどこの中が対応するかを決めてある。共通の情報シートは記入した職員の精神状態がわかったり、スーパービジョンや自己覚知にもつながるツールとして機能している。

またひきこもり支援の相談員と就労担当の職員が連携することで、登録者の違った場所での様子がわかったりすることも多い。

他機関他職種連携としては職員の法律的な悩みや、相談会を実施するため、弁護士と顧問契約のようなものを結んで、いつでも相談できる体制をつくっている。

情報シートの蓄積は様々な問題が集約されているため、行政関係の会議に参加するときや障害者自立支援協議会などの会議で課題として挙げる際に役立っている。

(3) 名張市社会福祉協議会

就労準備セミナー		就労体験
回数	内容	備考
1	就労準備性について	導入
2	自己理解・職業特性について ～VRT～	基礎
3	コミュニケーション力をアップさせよう ～よりよい人間関係をつくるために～	準備1
4	基本的なビジネスマナーについて考える ～第一印象をよくするために～	準備2
5	就職活動に必要な知識を身につけよう ～就活におけるノウハウを知ろう～	応用

2.5時間程度 250円/1時間 支給

就労準備支援事業のモデル事業として、3ヶ月を1クールとして、午前中に自己理解やマナー等の講義を受講してもらう。その後、もしくは同時並行で就労体験に参加してもらっている。(具体的な就労体験メニューとしては、施設の掃除やポスティング、社協の保育所の網戸の張り替えや庭木の剪定など)

講義も体験も 250 円/1 時間を支給している。

出口の支援として障がいがあるなどの様々な問題がある。

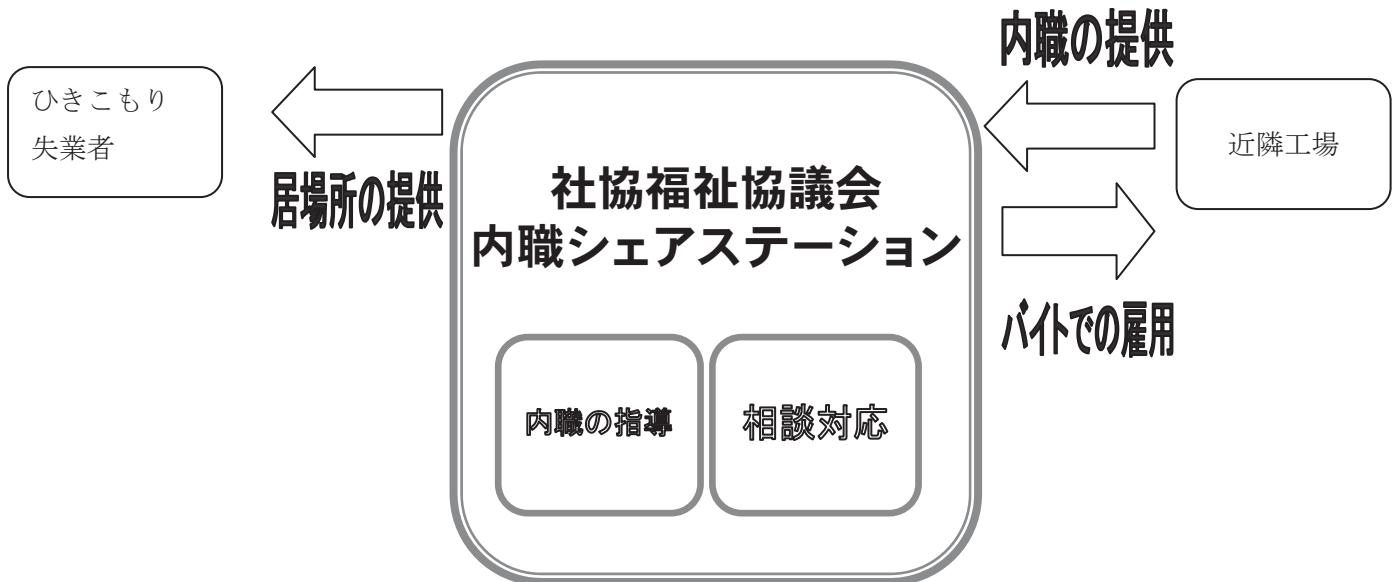
一般就労ができる人⇒ハローワーク

中間就労⇒受け入れ先開拓

一般就労不可能⇒作業所等へつなぐ等

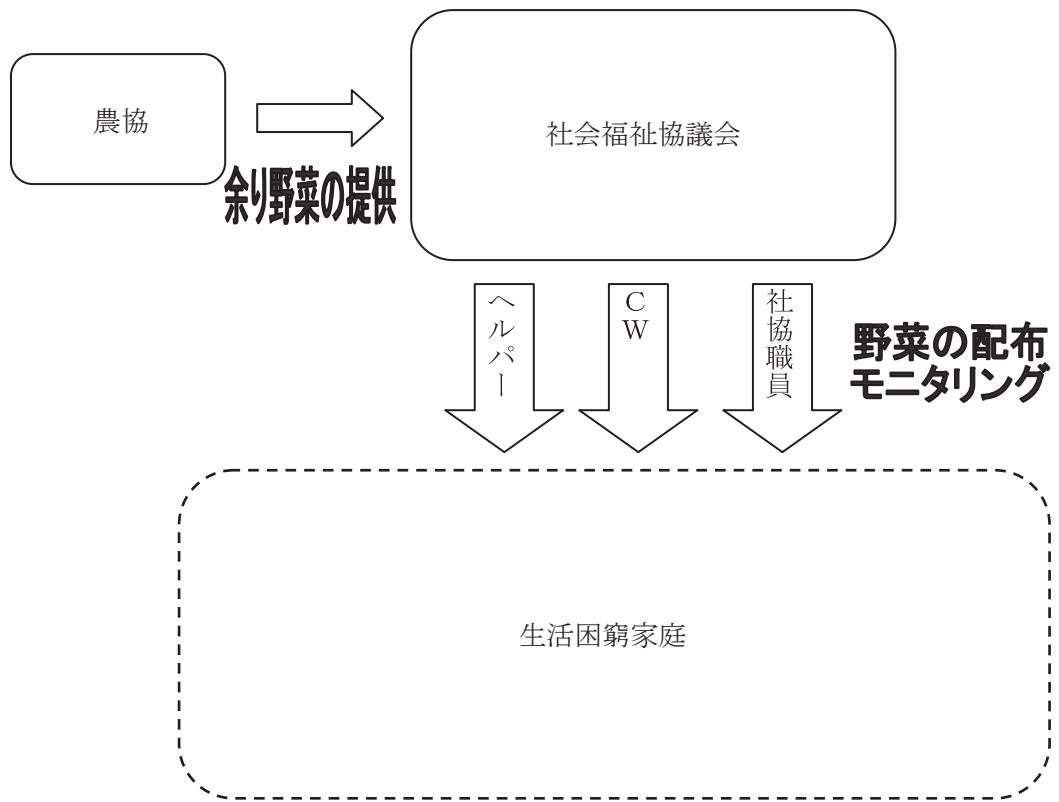
支援を分けて考える必要があるとの意見があった。

(4) うきは市社会福祉協議会
・内職シェアステーションについて



現在、ひきこもっていた人が常時 7~8 名利用。障がい者の居場所の一部を活用している。市外の工場より仕事を受注ってきて、バリ取り等の内職を行っている。1万~1万5千円/月の賃金支払いができる。またその内職を受注している工場へ、内職シェアに参加していたメンバーをアルバイトとして雇用してもらっている例も出ている。

・農協の余り野菜の提供について

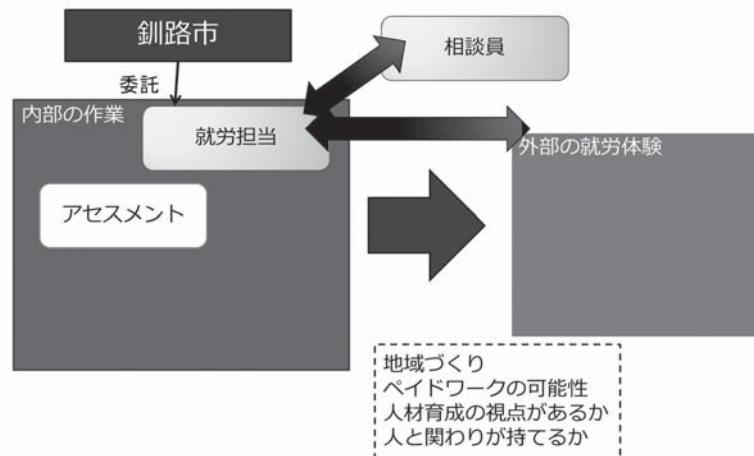


農協が販売で残った余り野菜を提供してくれており、今は広報誌を活用して市民から募集している。現在、月曜・水曜・金曜で障がい者世帯や母子世帯など 20 世帯に配分している。ほとんどを社協職員で届けており、保護受給者へはケースワーカーが届けている。

貸付や生活保護が開始されたら、その後の支援の関わりは切れていたが、現在は野菜を持っていくことで関わりを継続している。余った野菜は社協内の訪問介護事業の利用者で材料確保が難しい家庭にもヘルパーが持っていったりして活用している。

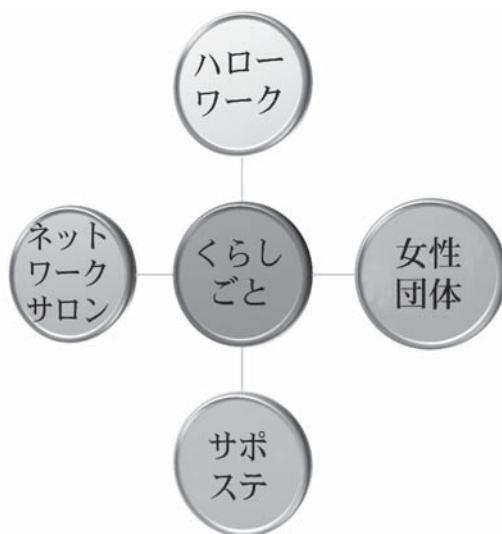
(5)一般社団法人 釧路社会的起業創造協議会

・就労支援の担当者との連携



相談員は就労の現場担当者と連携し、いろんな目で見て就労の場をアセスメントに活用している。

・他機関との求人の共有

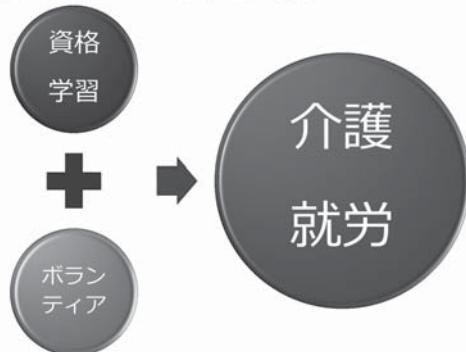


他機関との連携としてサポステ・ハローワーク・ネットワークサロン・女性団体と求人を共有。メーリングリストでまわしている。

緊急の相談には支払い遅延交渉の手伝い+日払いのアルバイトで対応するなど日払いできる事業所との連携も実施されている。

- ・ボランティアと資格取得の同時進行

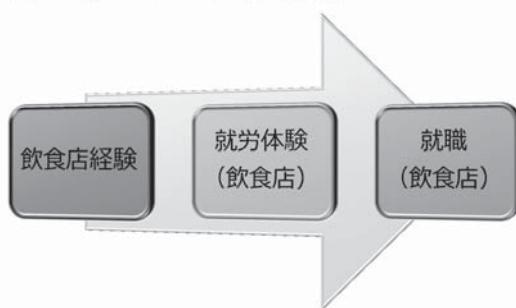
介護事業への就労支援



ボランティア活動を通して就労を体験しながら資格取得を同時に進めることで介護系就労につながりやすい。

- ・オーダーメイドの就労支援

オーダーメイドの視点



既存の就労メニューにあてはめるのではなく、対象者をアセスメントし、対象者の特技や経験を知る。例として（飲食店経験あり）⇒（レストラン中間就労）⇒（レストラン就労）のように本人の特技を活かして就労に結びつけた事例もある。

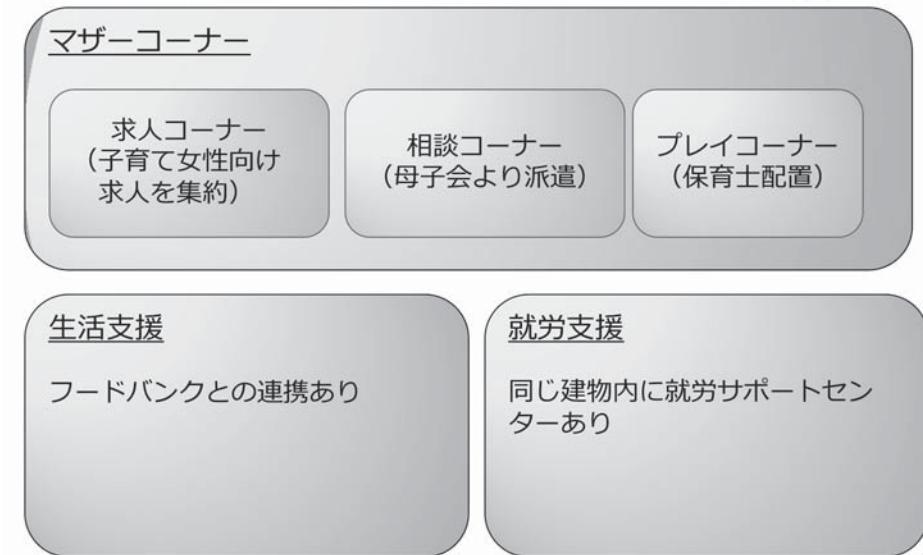
その他、中間就労づくりの視点としては

- a 地域づくり（地域内の仕事⇒地域の活性化）
 - b ペイドワークの可能性（中間就労で終わらず、安定収入により生活ができる状況を目指す）
 - c 人材育成の視点を持っているか（働く場としてだけでなく、人材育成をしていく場所）
 - d 人との関わりを持てる中間就労（家以外の場所で働く人との関わりを持つことで対象者のコミュニケーション能力の向上やつながりの構築に寄与）
- 等に注意している。

相談員は相談者と企業、双方のアセスメントが必要であると考えられる。

また就労していった人は「仕事がきつい」という悩みや人間関係で悩んでいる場合が多い。そのため、いつでも相談に来られるようにしている。

(6) 就職・生活支援パーソナルサポートセンター



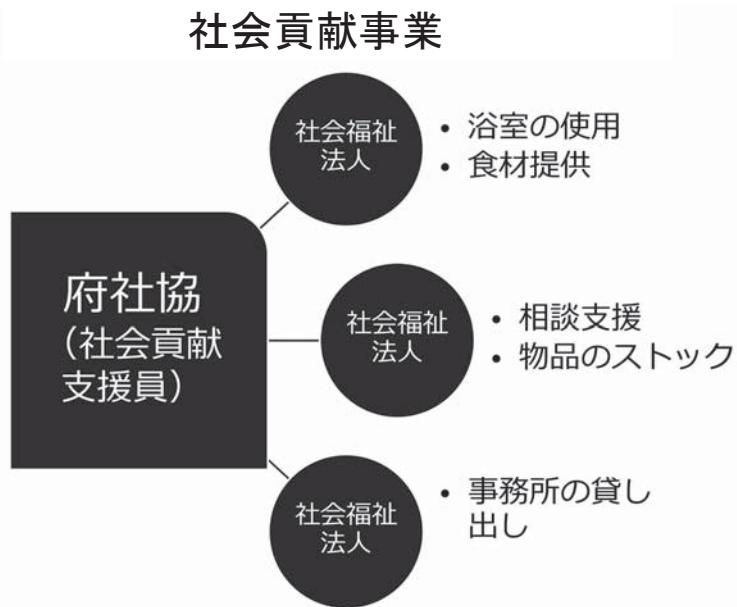
事務所には総合受付、インテークブースのほかハローワーク職員の相談ブースや検索機械を設置。履歴書の書き方の指導を実施。同じ建物の中にある就労サポートセンターには就職関係の本を置いたり、原付免許を取得するための講習、パソコンの講習などを実施している。就職活動のための自転車やスーツを貸し出したりもしている。

その他、事業者向けの融資や助成金の相談受付ブースや、定期的な行事として県社協の「高齢者向け職業紹介」、「福祉の仕事紹介」、「生活福祉資金貸付相談」、その他の機関からの出張にて「多重債務の相談会」、「技能講習相談」、「農業等の就労相談」などを実施している。

他機関連携としては出張相談と啓発のため、沖縄県内を5~6のエリアに分け、個々のエリアの拠点にてハローワークや福祉事務所等と連携、相談会を実施している。またフードバンクを実施するNPOと連携、必要な際に依頼し、センター職員が取りにいくようしている。フードバンクの食糧の内容は缶詰などが多いため、その他のものは独自の資金で買い足して対象者に渡している。

「マザーコーナー（子育て中の女性向け）」には保育士を配置し、プレイスペースを設けている。そこには母子会からの派遣で相談員が生活相談も受けている。

(7) 大阪府社会福祉協議会



事業は緊急性が高く、他の社会資源で対応できないものを対象としている。そのため、一時的な支援には強いが、継続的な支援には向かないという特徴がある。

相談があると、社会福祉法人である高齢者施設のコミュニティソーシャルワーカーと、府社協が雇用している社会貢献支援員が同行で訪問し、ニーズを判断、社会福祉法人の施設長の決裁で支援を開始するようになっている。

社会貢献支援員は8人をブロックごとに配置、その地区内にある社会福祉法人の施設内の机を借りている。(その他、ノートパソコン・携帯電話・プリンタを渡している。)

その後はコミュニティソーシャルワーカーか社会貢献支援員のどちらかが支援していくが、基本的にはコミュニティソーシャルワーカーが中心で社会貢献支援員はそのサポートという考え方をしている。

具体的な内容としては滞納している公共料金の支払い窓口と交渉をしたり、つなぎの食事をいっしょに買いに行ったり、生活保護につないだりなど。現金を渡すことはしていない。

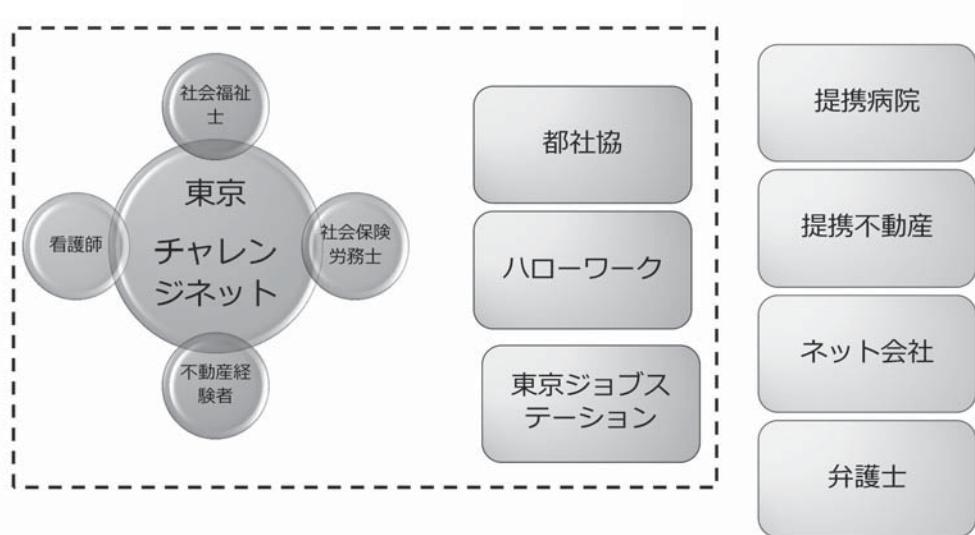
施設の特性を生かした支援としては施設で入浴してもらったり、食事を提供したりすることもある。

交通費の支援にはプリペイドカード、電話代についてはテレフォンカードを渡している。

その他、高齢者が施設入所する際に自宅にある冷蔵庫や家電製品を寄付してもらい、施設にストックしておき、その後、困窮者に渡すなどの支援をしている。

また実施していく中で、コミュニティソーシャルワーカーが支援したあと、一緒に関わった地域住民がその後の支援を継続して行った事例があるなど地域づくりにも貢献している。

(8) TOKYO チャレンジネット



医療的に不安がある相談者へは看護師が対応し、病院と連携しての健康相談（提携病院が無料健康診断実施）の実施や、借金問題の相談等のため週に2回弁護士の法律相談を実施したり、巡回相談として声をかけてまわったりしている。

住居の支援としては連携不動産業者が100社以上登録があり、不動産情報の提供、不動産業者との交渉や契約の同行（不動産業者勤務経験者が対応し、不利な条件の契約回避）、保証会社への保証料の初回分の支援をしている。

その他、居場所として月に1回のカフェの実施や、通販会社と提携した電子レンジ等の一人暮らし家具7点程度のパック商品の紹介などを実施している。

4 実施研修プログラム

平成 26 年度 生活困窮者支援職員研修

1. 研修の目的

生活困窮者支援実施に伴い、27年度の制度施行にむけて職員が生活困窮者支援の理念及び実務について理解し、生活困窮者支援に貢献する。

2. 開催期日

平成26年6月～7月（全2日間）

3. 会 場

大牟田市総合福祉センター（大牟田市瓦町9-3）

4. 主 催

大牟田市社会福祉協議会

5. 受講対象者

- ・本法人職員で生活困窮者支援に従事する予定の者
- ・その他、本法人職員で必要と認める者
- ・他の社会福祉協議会職員で生活困窮者支援に従事している者、またその予定の者

6. プログラム

【注1】受付は開始時間の30分前からです。以下の時間割は若干前後することがあります。

日	時間	講 座 名	概 要	講 師
7月12日 (土曜)	13:40～ 14:40 (60分)	貧困とその社会的背景	貧困の概念とそれが起こる背景について学ぶ	久留米大学社会福祉学科 准教授 片岡靖子 先生
	14:50～ 15:20 (30分)	貧困と相対的剥奪・社会的排除について	貧困からくる機会の不平等や、格差等について学ぶ	
	15:30～ 16:30 (60分)	生活困窮者支援における社会福祉協議会の役割	なぜ社会福祉協議会が生活困窮者支援に取り組むのか、社会の背景と同時に社会福祉協議会の役割を再認識する	
7月24日 (木曜)	18:30～ 20:30 (90分)	生活困窮者支援における体制と生活困窮者把握の方法	まず生活困窮者の把握をどのように行い、戦略を立てるとかその実態について知る	うきは市社会福祉協議会 國武竜一 氏
		生活困窮者支援の実際にについて	地域にある社会資源を組み合わせてどのように支援を組み立てるのかその実際を知る	

5 調査報告会

(1) 報告会及び研修会内容

① 開催要項

生活困窮者支援における社協活動研修会

～市町村社協調査報告及び連絡会～

1. テーマ

「他職種他機関と連携した社協における生活困窮者支援を考える」

2. ねらい

近年、生活困窮者支援の重要性が叫ばれている。また平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行する。このような現状に対する社会福祉協議会の役割とは何か。取り組む具体的な方針と他職種他機関と連携した支援方法について考えることを目的とする。

3. 主催 社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会

4. 後援 大牟田市、福岡県社会福祉協議会、佐賀県社会福祉協議会、長崎県社会福祉協議会、熊本県社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会、宮崎県社会福祉協議会、沖縄県社会福祉協議会

5. 日時 平成26年10月23日(木) 13時から17時

6. 会場 オームタガーデンホテル
(福岡県大牟田市旭町3丁目3-3)

7. 参加対象 社会福祉協議会役職員、行政職員、研究者等

8. 参加費 無料

9. 定員 50人

10. 申込締切 平成26年10月3日(金)

11. プログラム

13:00~13:10 【開会・挨拶】

大牟田市社会福祉協議会 会長 西村 直
大牟田市長

13:10~13:50 【調査報告】

「生活困窮者支援調査結果の概要」
大牟田市社会福祉協議会

13:50~14:45 【基調講演】

「生活困窮者支援の政策動向と社協における生活困窮者支援のあり方について」
国際医療福祉大学 教授 高橋 紘士 氏

15:00~17:00 【パネルディスカッション】

「生活困窮者支援における社協への期待」

コーディネーター	国際医療福祉大学	高橋 紘士 氏
コメントーター	厚生労働省 社会援護局	地域福祉課 藤咲 宏臣氏
パネリスト	藤里町社会福祉協議会	常務理事 菊池まゆみ氏
	うきは市社会福祉協議会	事務局長 宮崎 高義氏

12. 申込方法

別紙の「参加申込書」に参加者名・役職種等をご記入の上、10月3日（金）までに
大牟田市社会福祉協議会総合生活支援担当宛にFAXにてお申し込みください。

②実施内容

参加者：約 90 名

□調査報告

報告者：大牟田市社会福祉協議会 前田佳宏



【調査報告】

生活困窮者支援に関する大牟田市社会福祉協議会の取り組み状況、調査報告、社協が取り組む際のモデルの提示を行った。

□基調講演

発表者：国際医療福祉大学大学院教授

高橋紘士 氏



【基調講演】

日本の社会保障制度の中における生活困窮者支援の位置、地域づくり・地域包括ケアとの関連について基調講演を実施した。

□パネルディスカッション



【パネルディスカッション】

厚生労働省より政策動向の紹介、藤里町社協よりひきこもり支援の取り組み、うきは市社協より生活困窮者自立促進モデル事業についての実践報告を実施した。

(2) 報告会及び研修会アンケート結果

回収数 52

モデル事業実施者 : 12

① 調査報告（前田佳宏）

満足度（%） 平均値 86.9 最高値 100 最低値 50

- ・ 良く研究されてたと思いました。
- ・ 詳しい説明をいただきました。ヒアリングまでされたと大変だと思います。
- ・ とてもわかりやすくまとめてあり感心した。
- ・ 参考になった。
- ・ 詳しく資料参考になります。
- ・ 実態とデータに基づくプラン提案が〇マル。
- ・ 他社協等の取り組みがよくわかった。
- ・ モデル事業を調査され、実態と数字で見ることができたため。
- ・ 情報が聞けてよかったです。
- ・ 大牟田市社協のみなさんが地域分析をされている状況がよくわかりました。
- ・ 全国的な傾向や本件に関する社協の現状が理解できました。
- ・ 大牟田市の地域の状況がよくわかった。アンケートや調査方法についても勉強になった。
- ・ 全国の状況がよくわかった。福岡県はまだまだ認識が不足していると感じた。
- ・ モデル事業を行っている事業所を全国訪問され聴き取りをされ、とても参考になりました。さまざまな支援、取り組みを知れて大変よかったです。
- ・ どのような支援を行っていくか理解できた。
- ・ とても参考になりました。
- ・ よくまとまっていた。
- ・ 調査の中から見えてきた。課題や社協の役割の説明がよくわかりやすかったです。
- ・ 社会資源（公的・民間）を再確認があると気付かせて頂きました。ありがとうございます。
- ・ 基調講演も実践報告も大変参考になった。
- ・ 具体的な話で非常に参考になった。
- ・ まとめはもっとつっこんで。
- ・ よくわかった。
- ・ 具体性に結び付く内容でした。
- ・ 社協マンとしての思いからパワーをもらった。
- ・ アウトリーチがよくわかる。
- ・ 先進地の情報収集わかりやすかったです。

② 基調講演（高橋紘士）

満足度（%） 平均値 72.4 最高値 100 最低値 5

- ・講師も時間が足りないと感じたのでは。
- ・消費税よりも低い満足度。社協の認識がない。厚労省の藤咲さんの制度の話を詳しく聞いた方がためになると思いました。
- ・高橋先生の独自の切り口、理論が勉強になった。
- ・話がわかりにくい部分があった。
- ・少しわかりにくい気がしました。
- ・話や説明が飛びすぎ。
- ・歴史的な経過と変換点がわかりやすかった。
- ・現在の社会の課題を示していただけたと思う。
- ・基本を押さえられた。
- ・時間が足りなかつた(?)
- ・やや話が難しかったです。
- ・少し難しかつたが、全体的な世の中の動きから見つめなおすことができた。
- ・話が飛んだ。
- ・講演の内容を考えると、じっくり時間をかけて聞きたかったが内容は良かった。
- ・話が大きくわかりにくかった。
- ・居場所の必要性が再確認できるものだった。
- ・包括的なしくみを作ることが大切だと感じた。
- ・専門用語が多く??となる事がありました。(それは私自身がいたらない分もありますが)
- ・支援法のめざすものなどよくわかった。
- ・勉強不足で参加したと思う。
- ・内容が難しかつた。こちらの勉強不足のため。
- ・時間の都合で資料を最後まで行けずに残念でした。
- ・話がわかりやすかつたことと、もう少し聞いてみたかった。
- ・もう少し実践的な話が聞きたかった。
- ・少し内容が難しくわかりづらかつたが勉強になった。
- ・少し焦点がぶれていたのでは。
- ・要点がわかりづらかった。
- ・根本的な政策動向がわかった。社協の部分をもっと聞きたかった。
- ・社会全体の視点が得れた。

③ パネルディスカッション（高橋紘士 藤咲宏臣 菊池まゆみ 宮崎高義）

満足度 (%) 平均値 87.7 最高値 100 最低値 30

- ・うきはの報告は担当者がよかったです。
- ・菊池さんの話は元気が出ます。支援が必要な方への思いと専門職としてはっきりと捉えることを改めて学びました。
- ・実践の話とても響きました。もっと詳しく聞きたかった。
- ・参考となることが多くあった。
- ・藤里町の事例は成功例でもあり、とても参考になります。
- ・藤里町社協は○二重マル。
- ・藤里町の事業報告がとても興味深かったです。
- ・実践報告は参考になったが藤里町はあまりにも小さな町でうらやましく思った。やりやすいし、やりがいもある。人口の多い事例も聞きたかった。
- ・藤里町、うきは市、厚労省、とてもわかりやすかったです。知りたいことに触れられていた。
- ・現場の生の声はとても参考になります。
- ・具体的な実践の話はとてもわかりやすかったです。
- ・菊池さんの話が大変よかったです。どんなことに取り組むにも社協としてのスタンスを大切にすべきであると感じた。
- ・大変参考になりました。事例を沢山示していただきました。職員のがんばりが必要だと感じました。
- ・藤里町、うきは市の事業は参考になった。
- ・いろいろな人の話を伺えて勉強になりました。
- ・菊池さんのひきこもりの方に対する初回の声かけが参考になった。
- ・もう少し会場からの質問の時間があるとよかったです。
- ・事例でわかりやすかったです。
- ・それぞれの社協の取り組みを知ることができ、大変勉強になりました。
- ・もう少し皆さまの話を伺いたかったです。
- ・藤里町社協の話をもっと聞きたかったです。一年間以上、説明し続けることがとても印象的でした。
- ・実践報告 藤里町社協の取り組み、考え方へ感動した。
- ・もっとパネラーの話が聞きたかったです。先生の話が多すぎます。
- ・特に藤里町社協の菊池さんの話が非常に参考になった。
- ・菊池さんの話がとてもよかったです。
- ・具体的な事例が聞けてよかったです。講師のまとめ方は今一歩だったが。
- ・さまざまな意見を聞くことができた。
- ・パネルディスカッションはよく理解できた。元気出た。
- ・他県の取り組みが参考になった。
- ・藤里町の徹底的な地域との連携がすごくいいと思いました。

- ・ディスカッションには時間が短すぎる気がします。報告に近いような内容は良かったので時間が欲しかった。
- ・社協マンとしての思いが伝わった。
- ・藤里町の取り組み感動しました。

④ 自由記述

- ・企画、運営、資金等含め、大牟田市社協の皆様に敬意を表します。ありがとうございました。さて、この事業を社協が行う意義をよく考えた時、事務局内でよく議論し、行政側にも理解と協力を得、強い意志と覚悟が必要だと思っています。社協が委託を受ける市町村は現段階では少ないようです。受託社協は連携し、情報交換し、行いたいものです。改めて、学者や国の役員に“社協の意義”を問うのではなく、自分たち自ら考え行動するべきだと思いました。
- ・広域でも取り組めるものを協議していきたい。
- ・まったく別の分野から参加させていただきました。たくさんのヒントをいただきました。みやま市で資源循環の施設を平成30年に稼働させます。そこで社協とタイアップした事業の立ち上げ（障がい者の雇用、仕事の提供、カフェ、農園など）のヒントになりました。みやま市でいっしょにやっていこうと思います。
- ・会場が大牟田だけに16時頃終了して頂ければ助かります。
- ・遠かったですが来てよかったです。ありがとうございました。
- ・今後、社協の存在意義がますます問われる中、関心を持つべき内容であるがその割には社協参加者が少ないように感じた。
- ・この研修を活かしてひきこもり等の方の支援となる居場所づくりを検討したいです。
- ・研修開始時刻を午前中（10時頃）からでもいいかなと思いました。
- ・とても参考になりました。
- ・来年度施行に向けての貴重なお話が聞けました。今後の協議を早急に進めていきたいと思います。ありがとうございました。
- ・遠方からの参加者も多いので終了時間守って欲しかった。
- ・福岡県の中心部等での開催が集まりやすいです。午前中の方がいい。
- ・講師とパネルディスカッションはアンマッチではなかったか。
- ・寒かった。
- ・私は資格もなにも持てません。責任ある仕事だと毎日感じております。相談者に私に相談してよかったですと思われるような社協に、ここに来てよかったですと感じられるようにがんばりたいと思います。今日はありがとうございました。
- ・お疲れ様でした。準備中（協議中）の市町村にとっては具体的でとても参考になりました。
- ・取り組みに向けた姿勢はわかりますが、現実は厳しい。でも職員一丸となって前進するしかないですね。
- ・言っている（必要である）ことはわかるが、現実どう取り組んでいくか、協議しないと？

謝辞

本調査にご協力いただきました全国の社会福祉協議会の皆様、生活困窮者支援を実施している機関の皆さんに感謝申し上げます。

調査集計・分析協力者

株式会社 熊本調べ考房

事務局

大牟田市社会福祉協議会

氏名	役職	分担内容
大戸誠興	常務理事	調査報告会及び研修会企画 アンケート設計
池尻清美	総合生活支援担当主査	報告書監修 インタビュー実施
前田佳宏	総合生活支援担当	調査報告会報告 アンケート設計及び実施、分析 インタビュー実施及び分析 報告書執筆

『市町村社協における生活困窮者支援及び他職種との連携についての調査研究事業報告書』

平成 27 年 3 月

社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会

836-0815 福岡県大牟田市瓦町 9-3(総合福祉センター内)

TEL:0944(57)2531 FAX:0944(57)2560

メール:omshakyo@omshakyo.or.jp

ホームページ:<http://www.omshakyo-kizuna.com/>

※本事業は、厚生労働省の平成 26 年度社会福祉推進事業として実施しました。